

# 保険商品一覧／個人保険

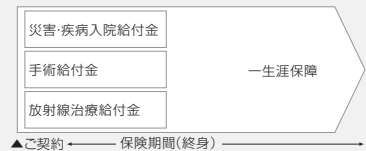
## ■変額保険、変額個人年金保険以外 【主契約】

### 医療保険 医療費の自己負担が増大する今の時代に頼もしい保険

#### 終身医療保険 (09)

(アクサの「一生保障」の医療保険プライム1)

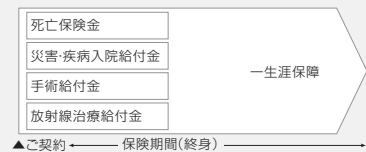
- 入院・手術・放射線治療を、一生にわたって確保することができます。
- 1日以上入院に備えた保険です (1入院120日限度)。
- 公的医療保険制度の対象となっている手術などを保障します。
- この保険は無配当タイプです。
- 各種特約を付加することによって、さらに充実した保障にすることができます。



#### 無解約払いもどし金型終身医療保険 (09)

(アクサの「一生保障」の医療保険プライム2)

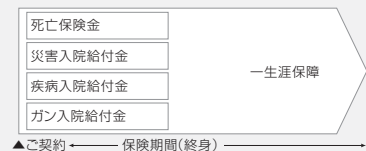
- 入院・手術・放射線治療を、一生にわたって確保することができます。
- 1日以上入院に備えた保険です (1入院120日限度)。
- 公的医療保険制度の対象となっている手術などを保障します。
- この保険は無配当タイプです。
- 各種特約を付加することによって、さらに充実した保障にすることができます。
- この保険は、主契約の保険料払込期間中の払いもどし金がないしくみの保険ですので、その分保険料が割安になります。



#### 入院保障保険 (終身型 09)

(アクサの「一生保障」の医療保険がん入院日数無制限型)

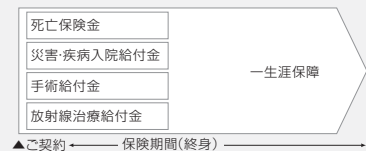
- 入院を、一生にわたって確保することができます。
- ガンにより長期入院をされた場合でも、安心の保障です。
- 1日以上入院に備えた保険です (1入院60日限度)。
- この保険は無配当タイプです。
- 入院給付金のお支払いがない場合などに5年ごとに保険料が割引になる、無事故割引特則を付加することができます。
- 各種特約を付加することによって、さらに充実した保障にすることができます。
- この保険は、主契約の保険料払込期間中の払いもどし金がないしくみの保険ですので、その分保険料が割安になります。



#### 無解約払いもどし金型終身医療保険 (12)

(アクサの「一生保障」の医療保険セルフガードアルファ))

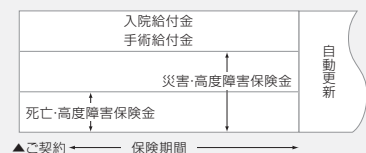
- 入院・手術・放射線治療を、一生にわたって確保することができます。
- 1日以上入院に備えた保険です (1入院30日限度)。
- 公的医療保険制度の対象となっている手術などを保障します。
- この保険は無配当タイプです。
- 特約を付加することによって、さらに充実した保障にすることができます。
- この保険は、主契約の保険料払込期間中の払いもどし金がないしくみの保険ですので、その分保険料が割安になります。



#### 医療給付金付個人定期保険

(医療保険)

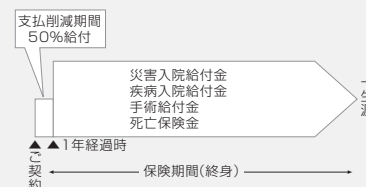
- 保険期間中の入院・手術・死亡保障を確保することができます。
- 年満了契約の場合、健康状態にかかわらず当社の定める年齢範囲内で自動更新されます。
- 各種特約を付加することによって、さらに充実した保障にすることができます。
- この保険は無配当タイプです。



#### 限定告知型終身医療保険 (無解約払戻金型)

(アクサの「一生保障」の医療保険OKメディカル)

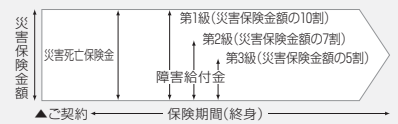
- 健康に不安のある方 (糖尿病のため通院でインスリン治療中の方、高血圧のため血圧降下剤を服薬中の方など) を対象とした終身医療保険です。
- 1日以上入院や手術に備えた保険です (1入院60日限度)。
- 既往症についても、所定の要件を満たしていれば、給付金をお支払いします。
- この保険は無配当タイプです。
- 特約を付加するとさらに保障を充実させることができます。
- この保険は、主契約の保険料払込期間中の払いもどし金がないしくみの保険ですので、その分保険料が割安になります。



## 傷害保険 不慮の事故に対する備えをしっかりとっておきたい

### 長期傷害保険

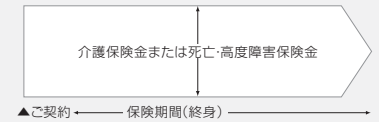
- 保険期間中に所定の不慮の事故により死亡された場合、災害死亡保険金をお支払いします。保障は一生続きます。
- 保険期間中に所定の身体障害状態になられた場合、障害給付金をお支払いします。保障は一生続きます。
- 簡単な告知でお申し込みいただけます。
- この保険は無配当タイプです。



## 終身保険 高齢化の時代だからこそ、一生にわたって保障を確保しておきたい

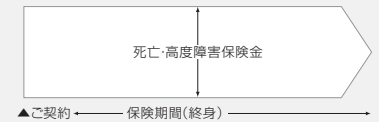
### 介護終身保険 (賢者の備え)

- 当社所定の要介護状態が180日以上継続した場合、介護保険金をお支払いします。
- 当社所定の要介護状態にならずに死亡または所定の高度障害状態になられた時、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
- この保険は無配当タイプです。
- 保険料の払込期間は、ご自身のライフプランによって選択することができます。



### 無配当終身保険 (アクサの「一生保障」の終身保険)

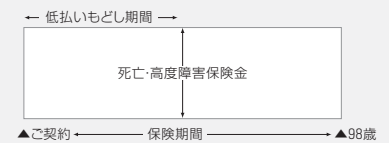
- 死亡・高度障害状態になられた場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。主契約の保障は一生続きます。
- 保険料の払込期間は、ご自身のライフプランによって選択することができます。
- 低払いもどし金特則を付加することで、さらに割安な保険料で保障の準備ができます。
- 各種特約を付加することによって、総合的な保障を確保することができます。
- この保険は無配当タイプです。



## 定期保険 毎月の保険料は低く抑えて、できる限り保障を充実させたい

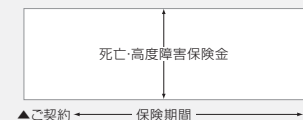
### 低払いもどし金型定期保険 (LTPP フェアウインド)

- 保険期間中に死亡・高度障害状態になられた場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。主契約の保障は98歳まで続きます。
- 低払いもどし期間(型により異なります)中に解約された場合の払いもどし金を抑制する仕組みで保険料が計算されています。
- 各種特約を付加することによって、総合的な保障を確保することができます。
- この保険は無配当タイプです。



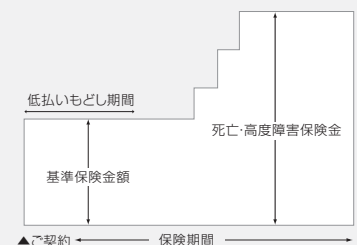
### 非更新型定期保険

- 保険期間中に死亡・高度障害状態になられた場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
- 保険期間はライフプランに合わせて自由に選択できます。
- この保険は無配当タイプです。



### 初期低払いもどし金型逦増定期保険

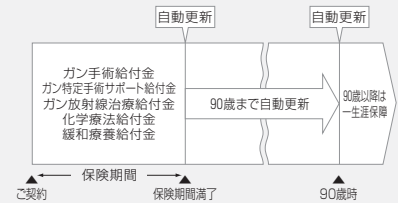
- 保険期間中に死亡・高度障害状態になられた場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
- 保険料は変わらずに、保険金額が所定の割合で複利で逦増します。
- 必要保障額に合わせて、逦増改変年度が異なる5つのタイプから選択できます。
- 低払いもどし期間(型により異なります)中に解約された場合の払いもどし金を抑制する仕組みで保険料が計算されています。その分保険料が割安になっています。
- ガン割増特則が付加されますので、ガンにより死亡・高度障害状態になられた場合、ガン死亡・高度障害保険金を上乗せしてお支払いします。
- この保険は無配当タイプです。



## ガン保険 ガンに備えて、手厚い保障を確保しておきたい

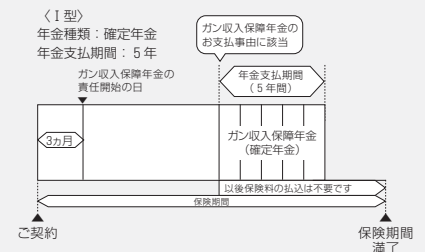
### ガン治療保険（無解約払いもどし金型） （アクサの「治療保障」のがん保険）

- 所定のガンの治療を目的とした手術、放射線治療、化学療法および所定のガンによる疼痛などの各種症状の緩和を目的とした緩和療養を保障します。
- 所定の手術を受けられた場合はガン手術給付金をお支払いします。また、ガン手術給付金が支払われる手術のうち、手術後に合併症が発症する可能性の高い所定の手術を受けられた場合はガン手術給付金に加えてガン特定手術サポート給付金をお支払いします。
- 所定の放射線治療を受けられた場合はガン放射線治療給付金をお支払いします。
- 所定の化学療法（抗がん剤治療）を受けられた場合は化学療法給付金をお支払いします。
- 所定の緩和療養を受けられた場合は緩和療養給付金をお支払いします。
- この保険は無配当タイプです。
- この保険は、払いもどし金がないしくみの保険ですので、その分保険料が割安となっています。
- 特約を付加するとさらに保障を充実させることができます。
- 自動更新でご契約をご継続できます。  
健康状態にかかわらず、保険期間満了後も保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が90歳となるまで、ご契約が自動的に更新されます。また、90歳時に、更新後のご契約の保険期間を終身としてご契約が自動的に更新されます。



### ガン収入保障保険（無解約払いもどし金型） （アクサの「収入保障」のがん保険）

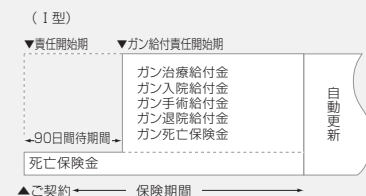
- ガン罹患による収入減少のリスクなどに備えることができます。
- お支払金・年金種類・年金支払期間が異なる4つの型があります。
  - I型（ガン収入保障年金：5年確定年金）
  - II型（ガン収入保障年金：5年保証期間付有期年金）
  - III型（ガン収入保障年金ならびに遺族収入保障年金：5年確定年金）
  - IV型（ガン収入保障年金ならびに遺族収入保障年金：5年保証期間付確定年金）
- 第1回年金倍額支払特則を付加することにより、第1回の年金のお支払額を2倍にすることができます。
- 保険料の払込免除のお取り扱いがあります。
- この保険は無配当タイプです。
- この保険は、払いもどし金がないしくみの保険ですので、その分保険料が割安となっています。



※保険期間中にガン収入保障年金が支払われずに死亡されたときは、死亡給付金（月払保険料×死亡されたときまでの月数）をお支払いします。

### ガン保険

- ガンによる入院・手術・死亡に対する保障を、重点的に確保することができます。またガン以外で死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。
- ガン治療給付金の支払われた入院の開始日から2年経過した後にガンで再度入院を開始した場合にも、ガン治療給付金をお支払いします。
- I型、II型のいずれかを選択できます。II型にご契約の場合、保険期間満了時に生存されていたときに生存給付金をお支払いします。
- 年満了契約の場合、健康状態にかかわらず当社の定める年齢範囲内で自動更新されます。
- この保険は無配当タイプです。



## 【特約】

より充実した保障と安心を求めらるるお客さまのために、さまざまなニーズに応じて各種特約をご用意しております。

### 死亡・高度障害時に備えた特約

#### 非更新型家族収入特約

##### ■特約死亡・高度障害年金

保険期間中に死亡・高度障害状態になられた場合、特約保険期間満了時まで特約死亡・高度障害年金をお支払いします。

#### 非更新型定期保険特約

##### ■死亡・高度障害保険金

保険期間中に死亡・高度障害状態になられた場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。

### 医療保険に付加できる特約

#### 先進医療給付特約 (12)

##### ■先進医療給付金

保険期間中に、所定の先進医療による療養を受けられた場合、先進医療にかかる技術料と同額 (1回の療養につき1,000万円限度、通算2,000万円限度) の先進医療給付金をお支払いします。

##### ■先進医療一時金

被保険者が先進医療給付金のお支払事由に該当する療養を受けられた場合、15万円の先進医療一時金をお支払いします。

この特約は終身医療保険 (09)・無解約払いもどし金型終身医療保険 (09)・入院保障保険 (終身型09) の専用特約です。

##### ■上皮内新生物放射線治療給付金

保険期間中に所定の上皮内新生物の治療を直接の目的とした所定の放射線治療をされた場合、特約基本給付金額×2 (60日に1回限度) の上皮内新生物放射線治療給付金をお支払いします。

この特約はガン治療保険 (無解約払いもどし金型) の専用特約です。

#### ガン入院給付特約

##### ■ガン入院給付金

保険期間中に所定のガンの治療を直接の目的とした入院をされた場合、ガン入院給付金日額×入院日数のガン入院給付金をお支払いします。

■上皮内新生物入院給付金 ※主契約に上皮内新生物治療給付特約が付加されている場合  
保険期間中に所定の上皮内新生物の治療を直接の目的とした入院をされた場合、ガン入院給付金日額×入院日数の上皮内新生物入院給付金をお支払いします。

この特約はガン治療保険 (無解約払いもどし金型) の専用特約です。

#### 特定疾患給付特約 (03)

##### ■特定疾患給付金

保険期間中に特定疾患を発病され、かつ、所定の診断基準に該当された場合、特定疾患給付金をお支払いします。

この特約は終身医療保険 (09)・無解約払いもどし金型終身医療保険 (09)・入院保障保険 (終身型09) の専用特約です。

#### ガン先進医療給付特約 (12)

##### ■ガン先進医療給付金

保険期間中に、所定のガンの治療を直接の目的とした所定の先進医療による療養を受けられた場合、先進医療にかかる技術料と同額 (1回の療養につき1,000万円限度、通算2,000万円限度) のガン先進医療給付金をお支払いします。

##### ■ガン先進医療一時金

被保険者がガン先進医療給付金のお支払事由に該当する療養を受けられた場合、15万円のガン先進医療一時金をお支払いします。

この特約はガン治療保険 (無解約払いもどし金型) の専用特約です。

#### 初期入院給付特約

##### ■初期入院給付金

保険期間中に不慮の事故または疾病により2日以上継続して入院された場合、主契約入院給付金日額の4倍の初期入院給付金をお支払いします。

この特約は医療給付金付個人定期保険の専用特約です。

#### 介護終身保険特約

##### ■死亡保険金・高度障害保険金・介護保険金

保険期間中に死亡・高度障害状態あるいは所定の要介護状態になり、その要介護状態が180日以上継続した場合、死亡・高度障害・介護保険金をお支払いします。

この特約は無解約払いもどし金型終身医療保険 (09) の専用特約です。

#### ガン倍額支払特約

##### ■ガン死亡・高度障害保険金

保険期間中にガンにより死亡・高度障害状態になられた場合、ガン死亡・高度障害保険金をお支払いします。

##### ■ガン入院給付金

保険期間中にガンにより8日以上継続して入院された場合、主契約入院給付金日額×入院日数のガン入院給付金をお支払いします。

この特約は医療給付金付個人定期保険の専用特約です。

#### 介護終身給付特約

##### ■死亡給付金・高度障害給付金・介護給付金

保険期間中に死亡・高度障害状態あるいは公的介護保険に定める要介護2以上の状態に該当した場合、死亡・高度障害・介護給付金をお支払いします。

この特約は無解約払いもどし金型終身医療保険 (09) の専用特約です。

#### 成人病入院倍額支払特約

##### ■成人病入院給付金

保険期間中に所定の成人病により8日以上継続して入院された場合、主契約入院給付金日額×入院日数の成人病入院給付金をお支払いします。

##### ■長期入院給付金

保険期間中に所定の成人病により270日以上継続して入院された場合、主契約の入院給付金日額の100日分の長期入院給付金をお支払いします。

この特約は医療給付金付個人定期保険の専用特約です。

#### 上皮内新生物治療給付特約

##### ■上皮内新生物手術給付金

保険期間中に所定の上皮内新生物の治療を直接の目的とした所定の手術を受けられた場合、特約基本給付金額×2の上皮内新生物手術給付金をお支払いします。

### 生活習慣病入院給付特約 (09)

#### ■生活習慣病入院給付金

保険期間中に所定の生活習慣病により1日以上入院された場合、生活習慣病入院給付金日額×入院日数の生活習慣病入院給付金をお支払いします。

この特約は終身医療保険 (09)・無解約払いもどし金型終身医療保険 (09)・入院保障保険 (終身型09) の専用特約です。

### 女性疾病入院・手術給付特約 (I型)

#### ■女性疾病入院給付金

保険期間中に所定の女性疾病により1日以上入院された場合、女性疾病入院給付金日額×入院日数の女性疾病入院給付金をお支払いします。

#### ■女性疾病手術給付金

##### 【入院中】

保険期間中に1日以上入院をし、かつその入院中に所定の女性疾病により治療を直接の目的として所定の手術を受けられた場合、女性疾病入院給付金日額×20の女性疾病手術給付金をお支払いします。

##### 【入院外】

保険期間中に入院外で、所定の女性疾病により治療を直接の目的として所定の手術を受けられた場合、女性疾病入院給付金日額×5の女性疾病手術給付金をお支払いします。

#### ■女性疾病放射線治療給付金

保険期間中に所定の女性疾病により所定の放射線治療による施術を受けた場合、女性疾病入院給付金日額×10の女性疾病放射線治療給付金をお支払いします。

この特約は終身医療保険 (09)・無解約払いもどし金型終身医療保険 (09) の専用特約です。

### 女性疾病入院・手術給付特約 (II型)

#### ■女性疾病入院給付金

保険期間中に所定の女性疾病により1日以上入院された場合、女性疾病入院給付金日額×入院日数の女性疾病入院給付金をお支払いします。

#### ■女性疾病手術給付金

##### 【入院中】

保険期間中に1日以上入院をし、かつその入院中に所定の女性疾病により治療を直接の目的として所定の手術を受けられた場合、女性疾病入院給付金日額×10の女性疾病手術給付金をお支払いします。

##### 【入院外】

保険期間中に入院外で、所定の女性疾病により治療を直接の目的として所定の手術を受けられた場合、女性疾病入院給付金日額×3の女性疾病手術給付金をお支払いします。

#### ■女性疾病放射線治療給付金

保険期間中に所定の女性疾病により所定の放射線治療による施術を受けた場合、女性疾病入院給付金日額×5の女性疾病放射線治療給付金をお支払いします。

この特約は入院保障保険 (終身型09) の専用特約です。

### 退院後療養給付特約

#### ■退院後療養給付金

保険期間中に主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金の支払われる入院をされ、その退院時に生存されている場合、入院1回につき、退院後療養給付金日額×5 (通算して10回限度) の退院後療養給付金をお支払いします。

この特約は終身医療保険 (09)・無解約払いもどし金型終身医療保険 (09)・入院保障保険 (終身型09) の専用特約です。

### 3 大疾病診断給付特約 (03)

#### ■ガン診断給付金・急性心筋梗塞診断給付金・脳卒中診断給付金

保険期間中にガン、急性心筋梗塞または脳卒中と診断され、それぞれ所定の状態になられた場合、それぞれ1回を限度として各診断給付金をお支払いします。

この特約は終身医療保険 (09)・無解約払いもどし金型終身医療保険 (09)・入院保障保険 (終身型09) の専用特約です。

### 3 大疾病保障終身保険特約 (12)

#### ■死亡保険金・高度障害保険金・3大疾病保険金

保険期間中に死亡・高度障害状態あるいは3大疾病 (ガン・急性心筋梗塞・脳卒中) により所定の状態に該当した場合、死亡・高度障害・3大疾病保険金をお支払いします。

この特約は、無解約払いもどし金型終身医療保険 (12) の専用特約です。

### 手術給付特約

#### ■手術給付金

保険期間中に治療を目的として所定の手術を受けられた場合、所定の手術給付金をお支払します。

この特約は入院保障保険 (終身型09) の専用特約です。

### 手術給付特約 (09)

#### ■手術給付金

保険期間中に治療を目的として所定の手術を受けられた場合、手術給付金日額×10の手術給付金をお支払します。

この特約は入院保障保険 (終身型09) の専用特約です。

### 入院時手術給付特約

#### ■入院時手術給付金

保険期間中に入院給付金が支払われる入院をし、かつその入院中に、治療を目的として公的医療保険制度の診療報酬点数表により手術料が算定される所定の手術を受けられた場合、入院手術給付金日額×5の入院時手術給付金をお支払いします。

この特約は、入院保障保険 (終身型09) の専用特約です。

### 限定告知型先進医療給付特約

#### ■先進医療給付金

保険期間中に、所定の先進医療による療養を受けられた場合、先進医療にかかる技術料と同額 (1回の療養につき1,000万円限度、通算2,000万円限度) の先進医療給付金をお支払いします。

#### ■先進医療一時金

被保険者が先進医療給付金のお支払事由に該当する療養を受けられた場合、15万円の先進医療一時金をお支払いします。

この特約は限定告知型終身医療保険 (無解約払戻金型) の専用特約です。

### 限定告知型終身保険特約

#### ■死亡保険金

保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします (ご契約から1年以内の疾病による死亡の場合、保険金は50%に削減されます)。

この特約は限定告知型終身医療保険 (無解約払戻金型) の専用特約です。

## 非更新型定期保険などに付加できる特約

### 災害割増特約

#### ■災害・高度障害保険金

保険期間中に不慮の事故により180日以内に死亡・高度障害状態になられた場合または所定の感染症により死亡・高度障害状態になられた場合、災害・高度障害保険金をお支払いします。

### 傷害特約

#### ■災害保険金

保険期間中に不慮の事故により180日以内に死亡された場合または所定の感染症により死亡された場合、災害保険金をお支払いします。

#### ■障害給付金

保険期間中に不慮の事故により180日以内に所定の障害状態になられた場合、災害保険金額の1割（6級例：片手親指の喪失）～10割（1級例：両眼の失明）の障害給付金をお支払いします。

### 疾病入院・手術特約

#### ■疾病入院給付金

保険期間中に疾病により5日以上継続して入院された場合、入院給付金日額×（入院日数－4日）の疾病入院給付金をお支払いします。

#### ■手術給付金

保険期間中に不慮の事故または疾病により所定の手術を受けられた場合、所定の手術給付金をお支払いします。

### 災害入院特約

#### ■災害入院給付金

保険期間中に不慮の事故により180日以内に5日以上継続して入院された場合、入院給付金日額×（入院日数－4日）の災害入院給付金をお支払いします。

## その他の特約

### リビング・ニーズ特約

#### ■特約保険金

余命が6ヵ月以内と判断された場合、特約保険金をお支払いします。

### 成人病入院・手術特約

#### ■成人病入院給付金

保険期間中に所定の成人病により5日以上継続して入院された場合、入院給付金日額×（入院日数－4日）の成人病入院給付金をお支払いします。

#### ■長期入院給付金

保険期間中に所定の成人病により270日以上継続して入院された場合、1回につき、入院給付金日額の100日分の長期入院給付金をお支払いします。

#### ■成人病手術給付金

保険期間中に所定の成人病により所定の手術を受けられた場合、所定の成人病手術給付金をお支払いします。

### 指定代理請求特約

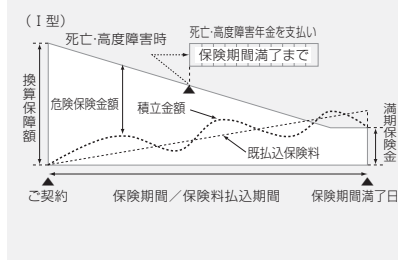
所定の保険金等の受取人が保険金等を請求できない所定の事情があるときに、受取人に代わってあらかじめ指定した指定代理請求人が保険金等を請求できます。

# ■変額保険・変額個人年金保険

変額保険 ライフステージの変化に応じた保障と資産形成を効率的に準備したい

## 年金払定期積立型変額保険 (ライフ プロデュース (06))

- 特別勘定の運用実績により積立金額などが変動する保険です。
- 保険期間中に死亡された場合、または所定の高度障害状態になられた場合、それぞれ死亡年金、高度障害年金をお支払いします。
- 保険期間満了時に生存されていた場合、満期保険金をお支払いします。ただし、満期保険金額に対する最低保証はありません。
- 年金支払期間によって、ご契約には2つの型があります。I型(5年保証定額型)、II型(10年確定定額型)のいずれかを選択できます。
- 当社所定の範囲内において、保障額、保険料の見直し、積立金額の一部引出がができます。
- この保険は無配当タイプです。



ご注意

この商品は、資産運用の実績や為替の変動などによって収益が期待できる一方で、お客さまの受取総額などが支払総額を下回る場合もある投資性の強い保険商品です。またご契約にあたっては一定の費用がかかります。十分に内容をご理解のうえ、ご検討をお願いします。

## 受取総額が、お支払総額を下回る場合があります。

この保険は積立金額、払いもどし金額および満期保険金額などが特別勘定資産の運用実績に応じて変動(増減)するしくみの変額保険です。特別勘定資産の運用には、資産配分リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、流動性リスク、為替リスク、派生商品取引のリスクなどがあり、ご契約を解約した場合の払いもどし金額や満期保険金額な

どが払込保険料総額を下回る場合があります。特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、これらのリスクはご契約者に帰属し、ご契約者が損失を被ることがあります。特別勘定における資産運用の結果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、当社または第三者がご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。

## この商品には、一定の費用がかかります。

<第1回の年金の支払事由発生前にかかる費用>

### ●保険関係の費用

項目	費用	備考
危険保険料	毎月の初日から末日までの日々の危険保険金額を平均した額に、危険保険料率を乗じた額	月単位の契約応当日の前日末に積立金から控除します。
保険契約管理費 (保険料比例部分)	保険料(任意一時払保険料を除く)に対し、3.00%	各保険料を特別勘定に繰り入れる際、当該保険料から控除して積立金に充当します。
保険契約管理費(定額部分)	毎月250円(固定費)	月単位の契約応当日の前日末に積立金から控除します。
保険契約管理費 (危険保険金額比例部分)	毎月の初日から末日までの日々の危険保険金額を平均した額に対し、年率0.01%/月	月単位の契約応当日の前日末に積立金から控除します。
保険契約管理費 (積立金額比例部分)	積立金に対し、年率1.00% (1.00%/365日を乗じた金額)	毎日、積立金から控除します。

※危険保険料は、危険保険金額が積立金額の変動等によって変動するため、費用の発生前に具体的な金額を記載することが困難であり、表示することはできません。また、危険保険料率は、年齢、性別によって異なります。詳しくは、「ご契約のしおり・約款」の「保険の特長と仕組み2.保険料について」をご覧ください。

### ●運用関係の費用

項目	費用	備考
運用関係費	ライフプロデュース 30: 年率 0.7770% 程度 (税抜 年率 0.74% 程度) ライフプロデュース 50: 年率 0.8295% 程度 (税抜 年率 0.79% 程度) ライフプロデュース 70: 年率 0.8820% 程度 (税抜 年率 0.84% 程度) ライフプロデュース日本株式: 年率 0.8610% 程度 (税抜 年率 0.82% 程度) ライフプロデュース世界株式: 年率 0.8925% 程度 (税抜 年率 0.85% 程度) ライフプロデュース世界債券: 年率 0.5460% 程度 (税抜 年率 0.52% 程度)	投資信託の純資産額に対して、毎日積立金から控除します。

※運用関係費は、主に利用する投資信託の信託報酬の率を記載しています。また、信託報酬の他、信託事務の諸費用等、有価証券の売買委託手数料および消費税等の税金の諸費用がかかりますが、これらの諸費用は運用資産額や取引量等によって変動するため、費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。また、各特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの諸費用を間接的に負担することとなります。

これらの運用関係費は、運用の手法の変更・運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

<第1回の年金の支払事由発生以後にかかる費用>

項目	時期	費用	備考
年金管理費	年単位の契約応当日	支払年金額の1%	年金支払開始日以後、年単位の契約応当日に責任準備金から控除されます。

※年金管理費は、将来変更となる可能性があります。

<解約された場合にかかる費用>

項目	時期	費用	備考
解約控除	解約時	積立金に対する解約控除額と危険保険金に対する解約控除額の合計額	解約日が契約日より起算して10年未満の場合には、経過年数(1年未満切上げ)に応じて、積立金額に対する解約控除額(10%~1%)と危険保険金に対する解約控除額(0.5%~0.05%)の合計額を解約日の翌営業日の積立金額から控除します。

※積立金の一部引出にも、経過年数に応じて積立金額に対する解約控除がかかることがあります。

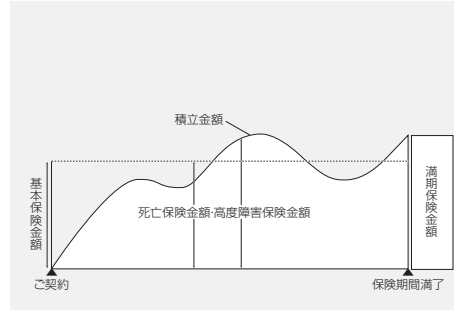
※基本年金年額の減額、契約の型の変更、保険期間の短縮の際にも、危険保険金額の減額により、危険保険金額に対する解約控除が適用される場合があります。

・積立金の移転の際にも所定の移転費用を積立金から差し引きます。

・諸費用の詳細については「ご契約のしおり・約款」の「ご契約後について16.費用について」「ご契約後について8.ご契約の解約・積立金の一部引出と払いもどし金について」をご覧ください。

お客さまにご負担いただく費用は、危険保険料、各保険契約管理費、運用関係費、年金管理費、解約控除、および積立金の移転費用の合計額となります。

- ユニット・リンク**
- 特別勘定の運用実績により積立金額などが変動する保険です。
  - 保険期間中にもしものことがあったときには、死亡・高度障害保険金をお支払いします。死亡・高度障害保険金は、基本保険金額または積立金額のいずれか大きい額をお支払いします。(基本保険金額は最低保証されます)
  - 保険期間満了時には運用実績に応じた満期保険金をお支払いします。最低保証はありません。(基本保険金額を下回ることがあります)



**ご注意**

この商品は、資産運用の実績や為替の変動などによって収益が期待できる一方で、お客さまの受取総額などが支払総額を下回る場合もある投資性の強い保険商品です。またご契約にあたっては一定の費用がかかります。十分に内容をご理解のうえ、ご検討をお願いします。

**受取総額が、お支払総額を下回る場合があります。**

この保険は積立金額、払いもどし金額および満期保険金額などが特別勘定資産の運用実績に応じて変動(増減)するしくみの保険です。特別勘定資産の運用には、資産配分リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、流動性リスク、為替リスク、派生商品取引のリスクなどがあり、ご契約を解約した場合の払いもどし金額や満期保険金額などが払

込保険料総額を下回る場合があります。特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、これらのリスクはご契約者に帰属し、ご契約者が損失を被ることがあります。特別勘定における資産運用の結果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、当社または第三者がご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。

**この商品には、一定の費用がかかります。**

＜保険料払込時および保険期間中にかかる費用＞

**●保険関係の費用**

保険契約の締結、維持などに必要な費用を保険料から控除します。保険料からこの費用を控除した金額を特別勘定に繰入れます。また、特別勘定に繰入れた後に、死亡保障などに必要な費用を積立金額から定期的に控除します。なお、前記の費用は、被保険者の年齢、性別などにより異なるため、具体的な金額や上限額を表示することができません。

契約条件に関する特約(08)を付加し、特別保険料の付加の条件が適用された場合は、特別保険料をご負担いただきます。特別保険料は特別勘定では運用いたしません。特別保険料の合計額は契約条件・特別条件承諾書でご確認ください。

**●運用関係の費用**

項目	費用	備考
運用関係費	安定成長バランス型：投資信託の純資産額に対して 年率0.61635%程度(税抜0.587%程度) * 1	特別勘定にて利用する投資信託において、毎日、投資信託の純資産額から控除します。
	積極運用バランス型：投資信託の純資産額に対して 年率0.74340%程度(税抜0.708%程度) * 1	
	日本株式プラス型：投資信託の純資産額に対して 年率0.99750%程度(税抜0.950%程度)	
	外国株式プラス型：投資信託の純資産額に対して 年率0.99750%程度(税抜0.950%程度)	
	世界債券プラス型：投資信託の純資産額に対して 年率0.68250%程度(税抜0.650%程度)	
	金融市場型：投資信託の純資産額に対して 年率0.034125%~0.483000%程度 (税抜 0.0325%~0.4600%程度) * 2	

※運用関係費は、主に利用する投資信託の信託報酬率を記載しています。信託報酬の他、信託事務の諸費用等、有価証券の売買委託手数料および消費税等の税金等の諸費用がかかりますが、これらの諸費用は運用資産額や取引量等によって変動するため、費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。また、各特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの諸費用を間接的に負担することとなります。これらの運用関係費は、特別勘定の廃止もしくは統合・運用協力会社の変更・運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

\* 1 「安定成長バランス型」および「積極運用バランス型」の運用関係費は、主な投資対象である投資信託の信託報酬率を基本資産配分比率で加重平均した概算値です。各投資信託の信託報酬率はそれぞれ異なりますので、各投資信託の価格の変動等に伴う実際の配分比率の変動により、運用関係費も若干変動します。

\* 2 「金融市場型」の運用関係費は、各月の前月最終5営業日における無担保コールオーバーナイト物レートの平均値に応じて毎月見直されます。

＜解約された場合にかかる費用＞

項目	費用	ご負担いただく時期
解約控除	解約日における保険料払込年月数が10年未満の場合に、基本保険金額に対し保険料払込年月数により計算した額	解約日の積立金額から控除します。

※解約控除額は保険料払込年月数、契約年齢、保険期間などによって異なり、具体的な金額を表示することができません。

※基本保険金額を減額されたときは、減額分は解約されたものとしてお取り扱いします。

※保険料払込年月数が10年未満の場合に定額払済養老保険への変更などをされる場合にも解約控除がかかります。

※諸費用の詳細については「ご契約のしおり・約款」の「ご契約後についての大切なことから22.費用について」をご覧ください。

お客さまにご負担いただく費用は、保険関係費、運用関係費、解約控除および積立金の移転費用の合計額となります。

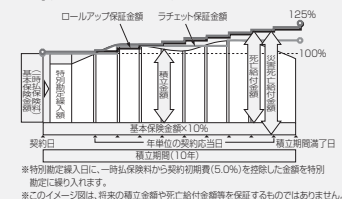


## 変額個人年金保険

### 変額個人年金保険 (09)

- この保険は、特別勘定資産の運用実績によって積立金額、死亡給付金額および年金額等が変動する変額個人年金保険です。
- 年金支払開始日以後も特別勘定による運用を継続します。
- この保険の保険料のお払込方法は一時払です。
- 積立期間は、最短1年から年単位で設定できます。
- 年金支払期間によって、ご契約は「有期D2型」、「終身D3型」の2つの型があります。
- 年金支払開始日前に、被保険者が死亡された場合は、死亡給付金をお支払いします。死亡給付金額は運用実績により変動しますが、最低保証があります。
- 「ロールアップ保証機能」により、基準保証金額が、積立期間（最長10年）に応じて毎年増加します。
- 積立期間中の運用が好調な場合は、「ラチェット保証機能」により、基準保証金額が増加する可能性があります。
- この保険は無配当タイプです。

【イメージ図】(積立期間が10年の場合)



ご注意

この商品は、資産運用の実績や為替の変動などによって収益が期待できる一方で、お客さまの受取総額などが支払総額を下回る場合もある投資性の強い保険商品です。またご契約にあたっては一定の費用がかかります。十分に内容をご理解のうえ、ご検討をお願いします。



受取総額が、お支払総額を下回る場合があります。

この保険は、積立金額および年金額等が特別勘定資産の運用実績に応じて変動（増減）するしくみの変額個人年金保険です。

特別勘定資産の運用は、投資信託を利用して国内外の株式および円貨建ての公社債等で行っており、株式および公社債等の価格変動や為替変動等に伴う投資リスクがあります。特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映され

ますので、このリスクはご契約者に帰属し、ご契約者が損失を被ることがあります。運用実績によっては、ご契約を解約した場合の払い戻し金額等が一時払保険料を下回る場合があります。特別勘定における資産運用の結果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、当社、または第三者がご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。



この商品には、一定の費用がかかります。

<契約時>

項目	費用
契約初期費	一時払保険料に対して5.0%を特別勘定に繰り入れる際に、一時払保険料から控除します。

<積立期間中および年金支払期間中>

項目	費用
保険関係費	特別勘定の積立金額に対して年率2.95%を乗じた金額の1/365を、毎日、特別勘定の積立金額から控除します。
運用関係費	特別勘定にて利用する投資信託における純資産総額に対して年率0.2205%程度（税抜：0.21%程度）を乗じた金額の1/365を、毎日、投資信託の純資産総額から控除します。

※運用関係費は、主に利用する投資信託の信託報酬率を記載しています。信託報酬の他、信託事務の諸費用等、有価証券の売買委託手数料および消費税等の税金等の諸費用がかかりますが、これらの諸費用は運用資産額や取引量等によって変動するため、費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。また、特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの諸費用を間接的に負担することとなります。これらの運用関係費は、特別勘定の廃止もしくは統合・運用協力会社の変更・運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

<一般勘定で運用する年金の支払期間中>

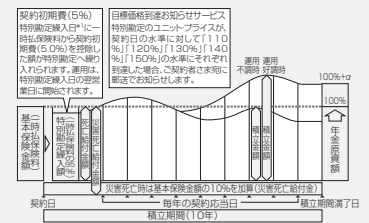
項目	費用
年金管理費	年金額に対して1.0%年金支払日に責任準備金から控除します。

※年金管理費は、将来変更される可能性があります。

お客さまにご負担いただく費用は、契約初期費、保険関係費、運用関係費、年金管理費の合計額となります。

## 変額個人年金保険 (08)

- この保険は、特別勘定資産の運用実績によって積立金額、解約払いもどし金額、死亡給付金額および年金額等が変動する変額個人年金保険です。
- 10年後の年金原資は、運用実績により変動（増減）しますが、基本保険金額と同額を保証します。積立金額は特別勘定の運用実績によって変動（増減）しますが、年金原資には最低保証があり、年金支払開始日の前日の積立金額または基本保険金額のいずれか大きい金額（年金原資保証金額）となります。
- 積立期間中の死亡給付金額は、基本保険金額の100%を最低保証します。被保険者がお亡くなりになった日における積立金額が、基本保険金額を上回っている場合は、その金額を死亡給付金額としてお支払いします。
- この保険は無配当タイプです。



ご注意

この商品は、資産運用の実績や為替の変動などによって収益が期待できる一方で、お客さまの受取総額などが支払総額を下回る場合もある投資性の強い保険商品です。またご契約にあたっては一定の費用がかかります。十分に内容をご理解のうえ、ご検討をお願いします。



### 受取総額が、お支払い総額を下回る場合があります。

この保険は、積立金額および解約払いもどし金額等が特別勘定資産の運用実績に応じて変動（増減）するしくみの変額個人年金保険です。特別勘定資産の運用には、試算配分リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、流動性リスク、為替リスク、派生商品取引のリスクなどがあり、ご契約を解約した場合の払いもどし金額などが一時払保険料を下回る場合があります。

特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、これらのリスクはご契約者に帰属し、ご契約者が損失を被ることがあります。特別勘定における資産運用の結果がご契約者の期待どおりではなかった場合でも、当社または第三者がご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。



### この商品には、一定の費用がかかります。

#### <契約時>

項目	費用
契約初期費	一時払保険料に対して5.0%を特別勘定に繰り入れる際に、一時払保険料から控除します。

#### <積立期間中>

項目	費用
保険関係費	特別勘定の積立金額に対して年率2.95%を乗じた金額の1/365を、毎日、特別勘定の積立金額から控除します。
運用関係費	特別勘定にて利用する投資信託における純資産総額に対して年率0.315%程度（税抜：0.30%程度）を乗じた金額の1/365を、毎日、投資信託の純資産総額から控除します。

※運用関係費は、主に利用する投資信託の信託報酬率を記載しています。信託報酬の他、信託事務の諸費用等、有価証券の売買委託手数料および消費税等の税金等の諸費用がかかりますが、これらの諸費用は運用資産額や取引量等によって変動するため、費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。また、特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの諸費用を間接的に負担することとなります。これらの運用関係費は、特別勘定の廃止もしくは統合・運用協力会社の変更・運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

#### <年金の支払期間中>

項目	費用
年金管理費	年金額に対して1.0%年金支払日に責任準備金から控除します。

※年金管理費は、将来変更される可能性があります。

お客さまにご負担いただく費用は、契約初期費、保険関係費、運用関係費、年金管理費の合計額となります。

# 保険商品一覧／団体保険

アクサ生命は団体保険・団体年金保険の引受業務を行っています。  
主に、企業の福利厚生に適応した商品・サービスを提供しています。

## 終身保険 従業員の退職後の暮らしをしっかりとサポート

### 一時払退職後終身保険

- 退職後における老後保障（死亡・高度障害）を目的とした保険で、終身にわたり保障します。
- 保険料は、契約時に一時にお払込みいただく一時払方式となっております。
- 契約者配当金は積立方式とし、保険金お支払いのとき、または解約のときにお支払いします。

## 定期保険 従業員とご家族の分まで充実の保障でカバー

### 総合福祉団体定期保険

- 企業・団体の従業員が死亡・高度障害状態になられた場合、企業の福利厚生規程に基づいて支給される金額を、死亡・高度障害保険金としてお支払いします。
- 団体でのご契約のため割安な保険料で保障が得られます。
- 全員が診査なしで加入でき、契約団体別の実績に応じて契約者配当金をお支払いします。

### 福祉団体定期保険

- 企業・団体の役員・従業員の遺族等の生活保障を目的とした死亡保険です。
- 団体でのご契約のため割安な保険料で保障が得られ、保険料や保険金等が税法上優遇されます。
- 全員が診査なしで加入でき、契約団体別の実績に応じて契約者配当金をお支払いします。

## 財形 勤労者の資産形成を計画的にバックアップ

### 勤労者財産形成貯蓄積立保険

- 保険料は毎月の給与や毎期の賞与などから天引きされますので、確実に貯蓄できます。
- 災害で死亡・高度障害状態になられた場合は、事故発生時までにお払込みいただいた保険料累計額の5倍の金額をお支払いします。

### 財形年金積立保険

- 10年保証終身年金、確定年金のいずれかを選択できます。年金の型は、10年保証終身年金にご契約の場合、通増型、定額型のいずれかを選択でき、確定年金は定額型のみのお取り扱いとなります。
- お受け取りの年金には税金がかかりません（払込保険料累計385万円まで非課税です）。
- 災害で死亡・高度障害状態になられた場合は、事故発生時までにお払込みいただいた保険料累計額の5倍の金額をお支払いします。
- 保険料は毎月の給与や毎期の賞与などから天引きされますので、確実に老後資金を準備できます。

### 財形住宅貯蓄積立保険

- 財形年金積立保険と合わせて元本550万円まで利子非課税です。
- マイホーム資金の融資が受けられます。

## 年金保険 老後生活資金を計画的に積み立てます

### 確定給付企業年金保険

- 企業・団体に必要な退職金・退職年金の原資を平準的に積み立てることができます。確定給付企業年金制度専用の年金保険です。
- 企業・団体の確定給付企業年金の規約に基づき、年金制度の運営や管理を行います。

### 新企業年金保険

- 企業・団体に必要な退職金・退職年金の原資を平準的に積み立てることができます。
- 積立金は、堅実な運用が期待できます。
- 企業・団体の退職年金規程に基づき、年金制度の運営や管理を行います。

### 拠出型企業年金保険

- 企業・団体の従業員・所属員が保険料を自己負担して老後の年金資金を積み立てるための保険です。
- 積立金は、堅実な運用が期待できます。
- 年金制度の円滑な運営や管理を行います。

### 国民年金基金保険

- 自営業者の老後生活を確かなものとするために、公的年金である国民年金の上乗せ給付をするための国民年金基金専用の年金保険です。
- 年金制度の円滑な運営や管理を行います。

## 医療保険 医療費の自己負担が増大する今の時代に頼もしい保険

### 医療保障保険<団体型>

- 公的医療保険制度の被保険者を対象として、入院時の医療費負担の軽減や、死亡保障をする保険です。

## 団体信用生命保険 もしもの時の債権債務リスクをまるごとカバー

### 団体信用生命保険

- 各種信用制度を利用する債務者の死亡保障を目的とした保険です。
- 債務の完済までの間、債務額と同額の死亡保障を行い、債務の返済に応じて保険金額が逓減します。
- 全員が診査なしで加入でき、契約団体別の実績に応じて契約者配当金をお支払いします。

※詳細は、「商品パンフレット」、「ご契約のしおり・約款」をご参照ください。  
(2012年7月2日現在)

# 企業概要

## アクサ ジャパン ホールディング株式会社

2000年3月7日、アクサ生命と日本団体生命（商号変更後：アクサグループライフ生命）が、株式移転方式で設立した日本初の保険持株会社。株式の98%をAXAが保有する（間接保有を含む）AXAのメンバーカンパニーです。子会社であるアクサ生命、ネクスティア生命、アクサ損害保険を連結する持株会社で子会社各社の経営管理・監督を行っています。

また資産運用などを行う他のAXAのメンバーカンパニーと連携して、日本のお客さまをサポートするフィナンシャル・プロテクション事業を展開しています。

本 社：〒108-8020 東京都港区白金一丁目17番3号 NBFプラチナタワー  
03-6737-7700(代表)

設 立：2000年3月

資本金：2,087億円

発行済株式数：7,852千株

事業内容：子会社の経営管理・監督

### 役 員

取締役会長(社外取締役)	ジョージ・スタンスフィールド
取締役(社外取締役)	若月 三喜雄
取締役(社外取締役)	八木 哲雄
取締役 代表執行役社長兼CEO	ジャン＝ルイ・ローラン・ジョシ
執行役員チーフファイナンシャル オフィサー	住谷 貢
執行役員チーフオペレーティング オフィサー	マーク・プロティエール
執行役員人事部門長	岩崎 敏信
執行役員ジェネラル・カウンセラー兼 法務・コンプライアンス部門長	松田 一隆
執行役員監査部門長	種村 尚
執行役員戦略企画・事業開発部門長	ニコラ・ドゥブアグロリエ
執行役員チーフ・インベストメント・ オフィサー	松山 明弘
執行役員ファイナンシャル コントロール部門長	長野 敏
執行役員チーフリスクオフィサー	市原 毅
執行役員広報部門長兼 危機管理・事業継続部門長	小笠原 隆裕

## ネクスティア生命保険株式会社

ネクスティア生命は、2008年4月より営業を開始した日本初のインターネット専業生命保険会社です。アクサ ジャパン ホールディング、SBIホールディングス、ソフトバンクの出資により設立された、SBIアクサ生命が前身で、2010年2月にSBIホールディングスの保有株をアクサ ジャパン ホールディングが取得し、同社の子会社となり、2010年5月ネクスティア生命に社名を変更いたしました。お客さまのニーズに合ったサービスとシンプルな保障内容の商品をお手ごろな保険料でご提供しています。

本 社：〒102-0083 東京都千代田区麹町三丁目3番地4

KDX麹町ビル8階

03-5210-1531(代表)

設 立：2006年10月13日

(SBIホールディングス株式会社、アクサ ジャパン ホールディング株式会社、ソフトバンク株式会社の合弁会社としてSBI生保設立準備株式会社を資本金5億円（資本準備金含む）で設立）

資本金：67億円

発行済株式数：348千株

事業内容：生命保険業

### 役 員

取締役会長(非常勤)	ニコラ・ドゥブアグロリエ
代表取締役社長	今井 隆
取締役(非常勤)	住谷 貢
取締役(非常勤)	松田 貴夫
監査役(常勤)	阿部 典達
監査役(非常勤)	長野 敏
監査役(非常勤)	水村 崇

## アクサ生命保険株式会社

アクサ生命は1994年に世界最大級の保険・資産運用グループAXAの日本法人として設立され、2000年に日本団体生命（商号変更後：アクサグループライフ生命）と経営統合、2005年に合併し、2009年のアクサ フィナンシャル生命との合併を経て、事業規模を大幅に拡大しました。現在は顧客セグメントに応じた5つの販売チャネル(アクサ CCI、アクサ FA、アクサ コーポレート、アクサ エージェント、アクサ 金融法人)に専門の教育を受けた社員を配置し、お客さまやビジネスパートナーのニーズに合わせたアドバイスと最適なソリューションをご提供しています。

本 社：〒108-8020 東京都港区白金一丁目17番3号 NBFプラチナタワー  
03-6737-7777(代表)

設 立：1994年7月

資本金：605億円

発行済株式数：210千株

事業内容：生命保険業

### 役 員

取締役会長(社外取締役)	若月 三喜雄
取締役(社外取締役)	八木 哲雄
取締役(社外取締役)	ピーター・スティガント
取締役(社外取締役)	ケビン・モロイ
取締役 代表執行役社長兼CEO	ジャン＝ルイ・ローラン・ジョシ
取締役 代表執行役副社長兼 チーフディストリビューションオフィサー	幸本 智彦
取締役 専務執行役員兼 チーフマーケティングオフィサー	松田 貴夫
取締役 執行役員兼 チーフオペレーティングオフィサー	マーク・プロティエール
取締役 執行役員兼 チーフファイナンシャルオフィサー	住谷 貢
執行役員人事部門長	岩崎 敏信
執行役員ジェネラル・カウンセラー兼 法務・コンプライアンス部門長	松田 一隆
執行役員監査部門長	種村 尚
執行役員戦略企画・事業開発部門長	ニコラ・ドゥブアグロリエ
執行役員広報部門長兼 危機管理・事業継続部門長	小笠原 隆裕

## アクサ損害保険株式会社(アクサダイレクト)

アクサ損害保険(アクサダイレクト)は、AXAグループの100%出資により1998年に設立された損害保険会社です。1999年4月には通信販売による「アクサダイレクト総合自動車保険」の商品認可を受け、同年7月より本格的に販売を開始しました。2004年12月、アクサ ジャパン ホールディングの100%子会社となり、アクサの日本における損害保険分野を担当する会社として業務を展開しています。ヨーロッパにおけるダイレクト保険のリーディングカンパニーであるAXAの豊富な経験と技術を活かし、日本のお客さまのニーズに合った商品・サービスをご提供しています。

本 社：〒111-8633 東京都台東区寿二丁目1番13号 倍楽ビル

03-4335-8570(代表)

設 立：1998年6月

資本金：172億円

発行済株式数：344千株

事業内容：損害保険業

### 役 員

取締役会長(非常勤)	ギ・マルシア
代表取締役社長	藤井 靖之
取 締 役	齋藤 貴之
取 締 役	喜多 暢之
取 締 役	足立 正之
取 締 役(非常勤)	ニコラ・エブラン
取締役(非常勤)	松田 貴夫
常勤監査役	府川 峰夫
監査役(非常勤)	ジル・フロマジョ
監査役(非常勤)	マレック・ギャルヴァツキ

※役員は2012年7月1日現在

# 営 業 店 網 (2012年6月1日現在)

個人保険に関するお問合せは  
カスタマーサービスセンターへ

<p><b>カスタマーサービスセンター</b></p>	<p><b>青森支社</b></p>	<p><b>仙台支社</b></p>	<p><b>米沢営業所</b></p>
<p>0120-568-093</p>	<p>030-0823 青森市橋本2-2-17 青森商工会館1F 017-777-7020</p>	<p>980-0014 仙台市青葉区本町2-16-12 仙台商工会議所会館8F 022-221-3372</p>	<p>992-0045 米沢市中央4-1-30 米沢商工会議所第2会館 0238-22-8526</p>
<p><b>アクサ CCI</b></p>	<p><b>青森営業所</b></p>	<p><b>仙台営業所</b></p>	<p><b>長井営業所</b></p>
	<p>030-0823 青森市橋本2-2-17 青森商工会館1F 017-777-7027</p>	<p>980-0014 仙台市青葉区本町2-16-12 仙台商工会議所会館8F 022-221-3352</p>	<p>993-0011 長井市館町北6-27 (財)置賜地域地産産業振興センター3F 0238-84-3444</p>
	<p><b>八戸営業所</b></p>	<p><b>石巻営業所</b></p>	<p><b>郡山支社</b></p>
<p><b>東北北海道営業局</b></p>	<p>031-0076 八戸市堀端町2-3 八戸商工会館5F 0178-47-0316</p>	<p>986-0873 石巻市山下町1-1-16 M'sビル3F 0225-93-8392</p>	<p>963-8004 郡山市中町7-17 かねいビル1F 024-934-1530</p>
<p>980-0014 仙台市青葉区本町2-16-12 仙台商工会議所会館4F 022-267-6113</p>	<p><b>弘前営業所</b></p>	<p><b>古川営業所</b></p>	<p><b>郡山営業所</b></p>
<p><b>札幌支社</b></p>	<p>036-8354 弘前市上鞆師町18-1 弘前商工会館4F 0172-33-5744</p>	<p>989-6166 大崎市古川東町5-46 古川商工会議所会館3F 0229-23-3036</p>	<p>963-8013 郡山市神明町4-4 (株)エフエム福島郡山局舎1F 024-934-1285</p>
<p>060-0001 札幌市中央区北1条西2-2-1 北海道経済センタービル6F 011-241-6286</p>	<p><b>十和田営業所</b></p>	<p><b>気仙沼営業所</b></p>	<p><b>いわき中央営業所</b></p>
<p><b>札幌営業所</b></p>	<p>034-082 十和田市西二番 町4-11 十和田商工会館2F 0176-24-2624</p>	<p>988-0084 気仙沼市八日町2-1-11 気仙沼商工会議所会館4F 0226-22-1752</p>	<p>970-8026 いわき市平田町120 いわき駅前再開発ビル「ラトブ」6F 0246-22-5447</p>
<p>060-0001 札幌市中央区北1条西2-2-1 北海道経済センタービル7F 011-271-7388</p>	<p><b>五所川原営業所</b></p>	<p><b>秋田支社</b></p>	<p><b>いわき浜営業所</b></p>
<p><b>岩見沢営業所</b></p>	<p>037-0052 五所川原市東町17-5 五所川原商工会館3F 0173-34-9577</p>	<p>010-0921 秋田市大町3-5-1 秋田大町ビル3F 018-862-1668</p>	<p>971-8162 いわき市小名浜花畑町11-3 カネマンビル2F 0246-54-3785</p>
<p>068-0021 岩見沢市1条西1-16 岩見沢商工会議所会館3F 0126-25-4788</p>	<p><b>盛岡支社</b></p>	<p><b>秋田営業所</b></p>	<p><b>福島営業所</b></p>
<p><b>小樽営業所</b></p>	<p>020-0026 盛岡市開運橋通1-1 アクア盛岡ビル8F 019-652-0297</p>	<p>010-0921 秋田市大町3-5-1 秋田大町ビル6F 018-862-1670</p>	<p>960-8053 福島市三河南町1-20 コラッセふくしま8F 024-536-2407</p>
<p>047-0032 小樽市稲穂2-22-1 小樽経済センタービル6F 0134-32-2010</p>	<p><b>盛岡中央営業所</b></p>	<p><b>大館営業所</b></p>	<p><b>会津若松営業所</b></p>
<p><b>苫小牧営業所</b></p>	<p>020-0875 盛岡市清水町14-12 盛岡商工会議所会館2F 019-651-2594</p>	<p>017-0044 大館市御成町2-8-14 大館商工会館1F 0186-49-5953</p>	<p>965-0816 会津若松市南千石町6-5 会津若松商工会議所会館2F 0242-28-0948</p>
<p>053-0022 苫小牧市表町1-1-13 苫小牧経済センタービル4F 0144-33-6833</p>	<p><b>盛岡北営業所</b></p>	<p><b>横手営業所</b></p>	<p><b>相双営業所</b></p>
<p><b>函館営業所</b></p>	<p>028-6101 二戸市福岡横丁24 二戸市商工会館別館2F 0195-23-6817</p>	<p>013-0021 横手市大町7-18 横手商工会議所会館4F 0182-33-0702</p>	<p>975-0006 南相馬市原町区橋本町1-35 原町商工会議所会館2F 0244-24-3480</p>
<p>040-0011 函館市本町8-18 五稜郭本町ビル4F 0138-55-0034</p>	<p><b>釜石営業所</b></p>	<p><b>山形支社</b></p>	<p><b>白河営業所</b></p>
<p><b>旭川支社</b></p>	<p>026-0054 釜石市野田町1-10-31-2F  0193-23-0765</p>	<p>990-0042 山形市七日町3-1-9 山形商工会議所会館3F 023-624-2947</p>	<p>961-0957 白河市道場小路96-5 白河商工会議所会館2F 0248-23-4143</p>
<p>070-0043 旭川市常盤通1-2500 道北経済センタービル1F 0166-23-7986</p>	<p><b>宮古営業所</b></p>	<p><b>山形営業所</b></p>	<p><b>須賀川営業所</b></p>
<p><b>旭川営業所</b></p>	<p>027-0074 宮古市保久田7-25 宮古商工会議所会館2F 0193-63-5531</p>	<p>990-0042 山形市七日町3-1-9 山形商工会議所会館3F 023-632-8745</p>	<p>962-0844 須賀川市東町59-25 須賀川商工会議所会館1F 0248-76-6915</p>
<p>070-0043 旭川市常盤通1-2500 道北経済センタービル1F 0166-23-7986</p>	<p><b>一関営業所</b></p>	<p><b>天童営業所</b></p>	<p><b>北信越営業局</b></p>
<p><b>北見営業所</b></p>	<p>021-0867 一関市駅前1 一関商工会議所会館1F 0191-21-5165</p>	<p>994-0034 天童市本町1-4-35 新月堂ビル フロムワン2F 023-654-6068</p>	<p>380-0823 長野市南千歳2-12-1 長野セントラルビル7F 026-223-2811</p>
<p>090-0016 北見市大町70-1 日東バイオン貸事務所1F 0157-23-4127</p>	<p><b>花巻営業所</b></p>	<p><b>酒田営業所</b></p>	<p><b>新潟支社</b></p>
<p><b>帯広営業所</b></p>	<p>025-0075 花巻市花城町10-27 花巻商工会議所会館2F 0198-24-0419</p>	<p>998-0044 酒田市中町2-5-10 酒田産業会館2F 0234-23-2694</p>	<p>950-0078 新潟市中央区万代島5-1 万代島ビルディング10F 025-243-0036</p>
<p>080-0013 帯広市西3条南9-1 帯広経済センタービル4F 0155-26-2015</p>	<p><b>大船渡営業所</b></p>	<p><b>鶴岡営業所</b></p>	<p><b>新潟営業所</b></p>
<p><b>釧路営業所</b></p>	<p>022-0002 大船渡市盛町字町10-11 南三陸ショッピングセンター「サンリア」 0192-27-5744</p>	<p>997-0035 鶴岡市馬場町11-63 鶴岡商工会館3F 0235-24-0896</p>	<p>950-0078 新潟市中央区万代島5-1 万代島ビルディング10F 025-243-0036</p>
<p>085-0847 釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル8F 0154-43-1814</p>			

柏崎営業所  
945-0051  
柏崎市東本町1-2-16  
モーリエビル2  
0257-21-0644

上越営業所  
943-0804  
上越市新光町1-10-20  
上越商工会議所会館2F  
025-525-9738

長岡営業所  
940-00711  
長岡市表町2-3-1  
吉原リース表町ビル3F  
0258-35-2440

新潟県央営業所  
955-0092  
三条市須頃1-20  
三条商工会議所会館5F  
0256-35-7473

燕営業所  
959-1289  
燕市東太田6856  
燕商工会議所会館  
0256-63-4969

新発田営業所  
957-0053  
新発田市中央町4-10-10  
新発田商工会議所ビル3F  
0254-26-3470

新津営業所  
956-0864  
新潟市秋葉区新津本町3-1-7  
新津商工会議所会館1F  
0250-24-9814

長野支社  
380-0823  
長野市南千歳2-12-1  
長野セントラルビル4F  
026-223-2332

長野営業所  
380-0823  
長野市南千歳2-12-1  
長野セントラルビル4F  
026-223-8005

上田営業所  
386-0024  
上田市大手1-10-22  
上田商工会議所会館3F  
0268-22-3164

北信営業所  
382-0091  
須坂市上町1278-1  
須坂商工会館2F  
026-246-9068

佐久営業所  
385-0051  
佐久市中込2976-4  
佐久商工会議所新館  
0267-63-3660

松本支社  
390-0811  
松本市中央1-23-1  
松本商工会館3F  
0263-35-6003

松本営業所  
390-0811  
松本市中央1-23-1  
松本商工会館3F  
0263-36-5483

伊那営業所  
396-0015  
伊那市中央4605-8  
伊那商工会館4F  
0265-72-7455

諏訪営業所  
392-0023  
諏訪市小和田南14-7  
諏訪商工会館3F  
0266-53-8955

飯田営業所  
395-0044  
飯田市本町1-12  
中村ビル2F  
0265-24-9896

富山支社  
930-0083  
富山市総曲輪2-1-3  
富山商工会議所ビル7F  
076-423-2785

富山営業所  
930-0083  
富山市総曲輪2-1-3  
富山商工会議所ビル7F  
076-423-2724

高岡営業所  
933-0912  
高岡市丸の内1-40  
高岡商工ビル9F  
0766-26-0169

金沢支社  
920-0918  
金沢市尾山町9-13  
金沢商工会議所中小企業会館4F  
076-221-5830

金沢営業所  
920-0918  
金沢市尾山町9-13  
金沢商工会議所中小企業会館4F  
076-221-7728

小松営業所  
923-8566  
小松市園町二-1  
小松商工会議所ビル1F  
0761-24-4596

福井支社  
918-8004  
福井市西木田2-8-1  
福井商工会議所ビル3F  
0776-33-1733

福井営業所  
918-8004  
福井市西木田2-8-1  
福井商工会議所ビル3F  
0776-33-1848

武生営業所  
915-0092  
越前市塚町101  
武生商工会議所会館2F  
0778-24-3671

関東営業局  
330-0802  
さいたま市大宮区宮町1-114-1  
ORE大宮ビル3F  
048-640-6710

水戸支社  
310-0803  
水戸市城南1-1-6  
サザン水戸ビル4F  
029-224-3510

水戸営業所  
310-0803  
水戸市城南1-1-6  
サザン水戸ビル4F  
029-224-3510

土浦営業所  
300-0051  
土浦市真鍋1-16-11  
延増第三ビル2F  
029-822-3972

日立営業所  
317-0073  
日立市幸町1-21-2  
日立商工会議所会館1F  
0294-21-5387

茨城西営業所  
307-0001  
結城市大字結城528  
やまにビル2F  
0296-33-0681

古河営業所  
306-0041  
古河市鴻巣1189-4  
古河商工会議所会館2F  
0280-48-6027

石岡営業所  
315-0013  
石岡市府中1-3-5  
石岡(商)コミュニティー施設サポートワン2F  
0299-23-4511

宇都宮支社  
320-0815  
宇都宮市中河原町3-19  
宇都宮セントラルビル4F  
028-636-0021

宇都宮営業所  
320-0815  
宇都宮市中河原町3-19  
宇都宮セントラルビル4F  
028-637-7670

佐野営業所  
327-0027  
佐野市大和町2687-1  
佐野商工会議所ビル  
0283-24-4960

足利営業所  
326-0801  
足利市有楽町835  
足利商工会議所会館  
0284-43-0623

小山営業所  
323-0807  
小山市城東1-6-36  
小山商工会議所商工会館  
0285-25-6318

日光営業所  
321-1262  
日光市平ヶ崎200-1  
日光商工会議所ビル  
0288-22-7144

大田原営業所  
324-0051  
大田原市山ノ手1-1-1  
皇漢堂ビル2F  
0287-23-5940

鹿沼営業所  
322-0031  
鹿沼市睦町287-16  
鹿沼商工会議所会館  
0289-65-5059

群馬支社  
370-0006  
高崎市問屋町2-7-8  
高崎商工会議所ビル4F  
027-361-3920

高崎営業所  
370-0006  
高崎市問屋町2-7-8  
高崎商工会議所ビル5F  
027-361-1152

太田営業所  
373-0853  
太田市浜町3-6  
太田商工会議所会館4F  
0276-45-4298

前橋営業所  
371-0022  
前橋市千代田町3-5-13  
前橋セントラルビル4F  
027-234-3317

伊勢崎営業所  
372-0014  
伊勢崎市昭和町3919  
伊勢崎商工会議所ビル3F  
0270-23-1404

桐生営業所  
376-0023  
桐生市錦町3-1-25  
桐生商工会議所会館3F  
0277-22-7720

埼玉支社  
330-0063  
さいたま市浦和区高砂3-17-15  
さいたま商工会議所会館5F  
048-838-7712

浦和営業所  
330-0063  
さいたま市浦和区高砂3-17-15  
さいたま商工会議所会館5F  
048-838-7712

所沢営業所  
359-1121  
所沢市元町27-1  
所沢ハーティア東棟3F  
04-2923-3666

川口営業所  
332-0012  
川口市本町4-1-8  
川口センタービル7F  
048-224-5610

大宮営業所  
330-0802  
さいたま市大宮区宮町1-114-1  
ORE大宮ビル3F  
048-640-6760

熊谷営業所  
360-0031  
熊谷市末広1-41  
熊谷末広ビルディング  
048-524-2705

川越営業所  
350-0056  
川越市松江町2-1-8  
川越商工会議所旧館  
049-224-2754

深谷営業所  
366-0822  
深谷市仲町20-1  
深谷市産業会館  
048-574-0612

甲府支社  
400-0858  
甲府市相生2-2-17  
甲府商工会議所会館3F  
055-226-5075

甲府営業所  
400-0858  
甲府市相生2-2-17  
甲府商工会議所会館3F  
055-226-5642

富士吉田営業所  
403-0004  
富士吉田市下吉田1643-1  
富士吉田商工会議所会館3F  
0555-224-5340

山梨北営業所  
407-0031  
韮崎市龍岡町若尾新田757  
0551-22-9560

<b>東京営業局</b> 103-0001 中央区日本橋小伝馬町14-7 アクサ小伝馬町ビル7F 03-3249-6281
<b>千葉支社</b> 260-0013 千葉市中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館12F 043-224-1262
<b>千葉営業所</b> 260-0013 千葉市中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館12F 043-224-1262
<b>松戸営業所</b> 271-0092 松戸市松戸1879-1 松戸商工会議所会館4F 047-362-9152
<b>木更津営業所</b> 292-0838 木更津市潮浜1-17-59 木更津商工会館5F 0438-37-9954
<b>銚子営業所</b> 288-0045 銚子市三軒町19-4 銚子商工会館4F 0479-24-3256
<b>船橋営業所</b> 273-0005 船橋市本町1-10-10 船橋商工会議所会館3F 047-433-4140
<b>成田営業所</b> 286-0033 成田市花崎町736-62 成田市商工会館3F 0476-24-3234
<b>東京支社</b> 100-0005 千代田区丸の内3-2-2 東京商工会議所ビル5F 03-3218-1221
<b>丸の内第1営業所</b> 100-0005 千代田区丸の内3-2-2 東京商工会議所ビル5F 03-3218-1223
<b>日本橋営業所</b> 103-0001 中央区日本橋小伝馬町14-7 アクサ小伝馬町ビル7F 03-3639-2017
<b>丸の内第2営業所</b> 100-0005 千代田区丸の内3-2-2 東京商工会議所ビル5F 03-3218-1230
<b>多摩支社</b> 192-0081 八王子市横山町10-2 八王子SIAビル4F 042-643-2203
<b>八王子営業所</b> 192-0081 八王子市横山町10-2 八王子SIAビル4F 042-643-2203
<b>むさし府中営業所</b> 183-0006 府中市緑町3-5-2 むさし府中商工会議所会館4F 042-363-4897

<b>青梅営業所</b> 198-0081 青梅市上町373-1 青梅商工会館2F 0428-24-3475
<b>神奈川支社</b> 231-0005 横浜市中区本町3-30-7 横浜平和ビル6F 045-651-0032
<b>横浜営業所</b> 231-0005 横浜市中区本町3-30-7 横浜平和ビル6F 045-651-0032
<b>横須賀営業所</b> 238-0013 横須賀市平成町2-14-4 横須賀商工会議所会館3F 046-822-5310
<b>相模原営業所</b> 252-0239 相模原市中央区中央3-12-3 相模原商工会議所本館2F 042-755-6487
<b>川崎営業所</b> 210-0005 川崎市川崎区東田町8 パレール三井ビルディング15F 044-244-8023
<b>湘南営業所</b> 251-0052 藤沢市藤沢223-2 藤沢ビル17F 0466-27-1370
<b>小田原営業所</b> 250-0014 小田原市城内1-21 小田原箱根商工会議所会館5F 0465-23-1686
<b>静岡支社</b> 420-0851 静岡市葵区黒金町20-8 静岡商工会議所会館3F 054-254-8712
<b>静岡営業所</b> 420-0851 静岡市葵区黒金町20-8 静岡商工会議所会館3F 054-254-8712
<b>富士営業所</b> 417-0057 富士市瓜島町82 富士商工会議所会館2F 0545-51-4661
<b>藤枝営業所</b> 426-0025 藤枝市藤枝4-7-16 藤枝商工会議所会館3F 054-644-7835
<b>三島営業所</b> 411-0036 三島市一番町2-29 三島商工会議所会館3F 055-972-9488
<b>浜松営業所</b> 430-0939 浜松市中区連尺町307-14 浜松連尺ビル4F 053-453-5926
<b>遠州営業所</b> 436-0079 掛川市掛川551-2 掛川商工会館3F 0537-23-1097

<b>東海営業局</b> 460-0003 名古屋市中区錦1-11-11 名古屋インターシティ8F 052-232-3424
<b>岐阜支社</b> 500-8833 岐阜市神田町9-27 大岐阜ビル6F 058-262-6618
<b>岐阜営業所</b> 500-8833 岐阜市神田町9-27 大岐阜ビル6F 058-262-6533
<b>西濃営業所</b> 503-0803 大垣市小野4-35-10 大垣市情報工房4F 0584-77-6215
<b>東濃営業所</b> 507-0841 多治見市明治町2-4 多治見陶磁器卸協同組合ビル2F 0572-24-1430
<b>飛騨営業所</b> 506-0025 高山市天満町5-13 杉ビルディング4F 0577-34-5719
<b>名古屋支社</b> 460-0003 名古屋市中区錦1-11-11 名古屋インターシティ8F 052-232-3431
<b>名古屋営業所</b> 460-0003 名古屋市中区錦1-11-11 名古屋インターシティ8F 052-232-3429
<b>春日井営業所</b> 486-0844 春日井市鳥居松町5-45 春日井商工会館5F 0568-83-6903
<b>瀬戸営業所</b> 489-0809 瀬戸市共栄通1-6 ツカモトビル1F 0561-84-1287
<b>西尾張営業所</b> 491-0859 一宮市本町4-17-9 明治産業第2ビル5F 0586-24-3310
<b>小牧営業所</b> 485-0041 小牧市小牧5-253 小牧商工会議所会館1F 0568-72-7188
<b>岡崎支社</b> 444-0044 岡崎市康生通南3-11-12 岡崎東ビル4F 0564-22-8151
<b>岡崎営業所</b> 444-0044 岡崎市康生通南3-11-12 岡崎東ビル4F 0564-22-8146
<b>豊橋営業所</b> 440-0075 豊橋市花田町石塚42-1 豊橋商工会議所ビル6F 0532-55-8070

<b>豊川営業所</b> 442-0051 豊川市中央通2-13 豊川中央通りビル4F 0533-85-0431
<b>安城営業所</b> 446-0041 安城市桜町16-1 安城商工会館3F 0566-77-4110
<b>豊田営業所</b> 471-0034 豊田市小坂本町1-25 豊田商工会議所ビル2F 0565-34-3063
<b>四日市支社</b> 510-0085 四日市市諏訪町2-5 四日市商工会議所会館4F 059-351-2785
<b>四日市営業所</b> 510-0085 四日市市諏訪町2-5 四日市商工会議所会館4F 059-351-2873
<b>桑名営業所</b> 511-0078 高山市天満町1-1 サンファール南館2F 0594-21-8077
<b>津営業所</b> 514-0033 津市丸之内34-5 津中央ビル4F 059-225-3024
<b>鈴鹿営業所</b> 513-0802 鈴鹿市飯野寺家町816 鈴鹿商工会議所ビル別館2F 0593-82-6301
<b>伊勢営業所</b> 516-0037 伊勢市岩淵1-7-17 伊勢商工会議所会館4F 0596-23-2526
<b>松阪営業所</b> 515-0014 松阪市若葉町161-2 松阪商工会議所ビル2F 0598-52-0868
<b>関西営業局</b> 541-0041 大阪市中央区北浜3-7-12 京阪御堂筋ビル4F 06-6209-0740
<b>京滋支社</b> 604-0862 京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井町240 京都商工会議所ビル4F 075-229-6117
<b>京都営業所</b> 604-0862 京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井町240 京都商工会議所ビル4F 075-229-6117
<b>福知山営業所</b> 620-0940 福知山市駅前町3-20-1 R-inn福知山2F 0773-23-7479
<b>彦根営業所</b> 522-0074 彦根市大東町9-16 上野ビル5F 0749-26-0977



<b>大阪支社</b>
541-0041 大阪市中央区北浜3-7-12 京阪御堂筋ビル4F 06-6209-1972
<b>大阪営業所</b>
541-0041 大阪市中央区北浜3-7-12 京阪御堂筋ビル4F 06-6209-1972
<b>奈良営業部</b>
630-8213 奈良市登大路町36-2 奈良商工会議所会館1F 0742-27-8691
<b>大阪東営業所</b>
571-0045 門真市殿島町6-4 守口門真商工会館3F 06-6904-1970
<b>大阪南営業所</b>
595-0062 泉大津市田中町10-7 泉大津商工会議所会館4F 0725-22-0751
<b>和歌山営業部</b>
640-8227 和歌山市西汀丁36 和歌山商工会議所会館5F 073-431-6273
<b>和歌山南営業所</b>
649-0304 有田市箕島33-1 紀州有田商工会議所ビル3F 0737-82-6675
<b>神戸支社</b>
650-0033 神戸市中央区江戸町95 井門神戸ビル13F 078-393-3124
<b>神戸営業所</b>
650-0033 神戸市中央区江戸町95 井門神戸ビル13F 078-393-3124
<b>阪神営業所</b>
662-0854 西宮市榎塚町2-20 西宮商工会館1F 0798-36-0729
<b>姫路営業所</b>
670-0932 姫路市下寺町43 姫路商工会議所新館4F 079-282-7738
<b>東播営業所</b>
675-0064 加古川市加古川町溝之口527-5 加古川商工会ビルディング5F 079-421-6007
<b>四国支社</b>
780-0870 高知市本町1-6-24 高知商工会館2F 088-875-3600
<b>高知営業所</b>
780-0870 高知市本町1-6-24 高知商工会館2F 088-875-3600
<b>中村営業所</b>
787-0029 四万十市中村小姓町46 中村商工会館3F 0880-34-7247

<b>徳島営業部</b>
770-0865 徳島市南末広町5-8-8 徳島経済産業会館3F 088-625-8679
<b>高松営業部</b>
760-0056 高松市中新町11-1 アクア高松中新町ビル4F 087-835-0168
<b>松山営業部</b>
790-0011 松山市千舟町5-5-3 EME松山千舟町ビル4F 089-943-1386
<b>中国営業局</b>
730-0051 広島市中区大手町2-7-10 広島三井ビルディング5F 082-246-9517
<b>鳥取支社</b>
680-0031 鳥取市本町3-201 鳥取産業会館鳥取商工会議所ビル2F 0857-27-4142
<b>鳥取営業所</b>
680-0031 鳥取市本町3-201 鳥取産業会館鳥取商工会議所ビル2F 0857-27-4142
<b>米子営業所</b>
683-0823 米子市加茂町2-204 米子商工会議所会館5F 0859-33-9101
<b>松江支社</b>
690-0886 松江市母衣町55-4 松江商工会議所ビル6F 0852-21-6821
<b>松江営業所</b>
690-0886 松江市母衣町55-4 松江商工会議所ビル1F 0852-21-3927
<b>出雲営業所</b>
693-0011 出雲市大津町1131-1 出雲商工会館4F 0853-23-6276
<b>岡山支社</b>
700-0985 岡山市北区厚生町3-1-15 岡山商工会議所ビル7F 086-231-8766
<b>岡山営業所</b>
700-0985 岡山市北区厚生町3-1-15 岡山商工会議所ビル7F 086-231-8766
<b>倉敷営業所</b>
710-0824 倉敷市白楽町249-5 倉敷商工会館5F 086-425-0631
<b>津山営業所</b>
708-0022 津山市山下30-9 津山商工会館3F 0868-22-9216
<b>備中営業所</b>
716-0032 高梁市弓之町59-2 高梁商工会館別館 0866-22-0797

<b>広島支社</b>
730-0051 広島市中区大手町2-7-10 広島三井ビルディング5F 082-246-9878
<b>広島営業所</b>
730-0051 広島市中区大手町2-7-10 広島三井ビルディング5F 082-246-9878
<b>三原営業所</b>
723-0052 三原市皆実4-8-1 三原商工会議所ビル 0848-62-6993
<b>福山営業所</b>
720-0067 福山市西町2-10-1 福山商工会議所ビル 084-927-0285
<b>山口支社</b>
753-0074 山口市中央5-7-3 山口センタービル4F 083-924-9427
<b>山口営業所</b>
753-0074 山口市中央5-7-3 山口センタービル4F 083-924-9427
<b>下関営業所</b>
750-0006 下関市南部町21-19 下関商工会館4F 0832-35-1740
<b>徳山営業所</b>
745-0037 周南市栄町2-15 徳山商工会議所ビル5F 0834-31-7496
<b>岩国営業所</b>
740-0022 岩国市山手町1-16-10 山手町ビル2F 0827-24-4690
<b>九州営業局</b>
810-0001 福岡市中央区天神1-1-1 アクロス福岡12F 092-718-1303
<b>福岡支社</b>
812-0011 福岡市博多区博多駅前2-9-28 福岡商工会議所ビル7F 092-431-8056
<b>福岡営業所</b>
812-0011 福岡市博多区博多駅前2-9-28 福岡商工会議所ビル7F 092-431-8056
<b>久留米営業所</b>
830-0022 久留米市城南町15-5 久留米商工会館5F 0942-35-2079
<b>柳川営業所</b>
832-0045 柳川市大字本町117-2 柳川商工会館2F 0944-72-9377
<b>北九州営業所</b>
802-0081 北九州市小倉北区紺屋町13-1 毎日西部会館4F 093-541-0582

<b>筑豊営業所</b>
822-0017 直方市殿町7-50 直方商工会議所ビル3F 0949-24-3536
<b>佐賀支社</b>
840-0831 佐賀市松原1-2-35 佐賀商工会館5F 0952-29-9664
<b>佐賀営業所</b>
840-0831 佐賀市松原1-2-35 佐賀商工会館5F 0952-29-9664
<b>唐津営業所</b>
847-0012 唐津市大名小路1-54 唐津商工会館4F 0955-74-8283
<b>長崎支社</b>
850-0031 長崎市桜町4-1 長崎商工会館ビル3F 095-824-4503
<b>長崎営業所</b>
850-0031 長崎市桜町4-1 長崎商工会館ビル3F 095-827-6470
<b>佐世保営業所</b>
857-0863 佐世保市三浦町1-32 吉田海運ビル6F 0956-22-0115
<b>諫早営業所</b>
854-0016 諫早市高城町5-10 諫早商工会館5F 0957-23-8972
<b>沖繩支社</b>
900-0015 那覇市久茂地2-8-1 沖繩第27大京ビル5F 098-862-5084
<b>那覇営業所</b>
900-0015 那覇市久茂地2-8-1 沖繩第27大京ビル5F 098-862-5084
<b>沖繩中部営業所</b>
901-2213 宜野湾市志真志4-2-2 富士建設ビル3F 098-898-7723
<b>熊本支社</b>
860-0022 熊本市中央区横紺屋町10 熊本商工会議所ビル4F 096-325-1836
<b>熊本営業所</b>
860-0022 熊本市中央区横紺屋町10 熊本商工会議所ビル4F 096-325-1836
<b>八代営業所</b>
866-0862 八代市松江城町6-6 八代商工会館 0965-25-5453
<b>熊本城北営業所</b>
865-0025 玉名市高瀬290-1 玉名商工会館3F 0968-72-2947

<b>大分支社</b> 870-0023 大分市長浜町3-15-19 大分商工会議所ビル2F 097-532-2260
<b>大分営業所</b> 870-0023 大分市長浜町3-15-19 大分商工会議所ビル2F 097-532-2260
<b>中津営業所</b> 871-0058 中津市豊田町2-423-10 吉岡ビル4F 0979-24-1190
<b>豊南営業所</b> 876-0844 佐伯市向島1-10-1 佐伯商工会館1F 0972-20-0924
<b>宮崎支社</b> 880-0811 宮崎市錦町1-10 宮崎グリーンズフィア壱番館7F 0985-22-3128
<b>宮崎営業所</b> 880-0811 宮崎市錦町1-10 宮崎グリーンズフィア壱番館7F 0985-22-3426
<b>都城営業所</b> 885-0073 都城市姫城町4街区1 都城商工会議所1F 0986-26-0832
<b>鹿児島支社</b> 892-0842 鹿児島市東千石町1-38 鹿児島商工会議所ビル8F 099-222-7478
<b>鹿児島営業所</b> 892-0842 鹿児島市東千石町1-38 鹿児島商工会議所ビル8F 099-222-7734
<b>北薩営業所</b> 895-0052 薩摩川内市神田町3-25 川内商工会議所会館2F 0996-22-1209
<b>鹿屋営業所</b> 893-0015 鹿屋市新川町600 鹿屋商工会議所会館4F 0994-44-5870
<b>南薩営業所</b> 898-0012 枕崎市千代田町45-4 中崎ビル3F 0993-73-2170
<b>アクサ FA</b>
<b>東日本FA統括部</b> 107-0062 港区南青山3-1-31 NBF南青山ビル7F 03-5785-2155
<b>札幌FA支社</b> 060-0032 札幌市中央区北二条東4-1-2 サッポロファクトリー三条館5F 011-207-0661

<b>仙台FA支社</b> 980-0013 仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア8F 022-712-8571
<b>東京FA支社</b> 108-0075 港区港南2-16-4 品川グランドセントラルタワー7F 03-6717-6011
<b>東京中央FA支社</b> 108-0075 港区港南2-16-4 品川グランドセントラルタワー7F 03-6717-6015
<b>池袋FA支社</b> 170-0013 豊島区東池袋1-10-1 住友池袋駅前ビル4F 03-5956-7311
<b>新宿FA支社</b> 163-0229 新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル29F 03-5324-5610
<b>青山FA支社</b> 107-0062 港区南青山3-1-31 NBF南青山ビル7F 03-5785-2011
<b>つくばFA支社</b> 305-0032 つくば市竹園1-6-1 つくば三井ビルディング18F 029-855-9831
<b>横浜FA支社</b> 231-0005 横浜市中区本町3-30-7 横浜平和ビル7F 045-662-0721
<b>神奈川FA支社</b> 231-0005 横浜市中区本町3-30-7 横浜平和ビル7F 045-662-0775
<b>西日本FA統括部</b> 650-0035 神戸市中央区浪花町59 神戸朝日ビルディング20F 078-321-0572
<b>名古屋FA支社</b> 460-0003 名古屋市中区錦1-11-11 名古屋インターシティ9F 052-232-3402
<b>東海FA支社</b> 460-0003 名古屋市中区錦1-11-11 名古屋インターシティ9F 052-232-2181
<b>中京FA支社</b> 460-0003 名古屋市中区錦1-11-11 名古屋インターシティ9F 052-232-3435
<b>大阪FA支社</b> 541-0041 大阪市中央区北浜3-7-12 京阪御堂筋ビル4F 06-6209-1931
<b>近畿FA支社</b> 541-0041 大阪市中央区北浜3-7-12 京阪御堂筋ビル4F 06-6209-1936

<b>神戸FA支社</b> 650-0035 神戸市中央区浪花町59 神戸朝日ビルディング20F 078-321-0571
<b>広島FA支社</b> 730-0051 広島市中区大手町2-7-10 広島三井ビルディング5F 082-240-4091
<b>福岡FA支社</b> 810-0001 福岡市中央区天神1-1-1 アクロス福岡10F 092-718-1340
<b>福岡中央FA支社</b> 810-0001 福岡市中央区天神1-1-1 アクロス福岡10F 092-725-7781
<b>博多FA支社</b> 810-0001 福岡市中央区天神1-1-1 アクロス福岡10F 092-718-1288
<b>北九州FA支社</b> 803-0812 北九州市小倉北区室町1-1-1 リバーウォーク北九州業務棟9F 093-591-3901
<b>北九州中央FA支社</b> 803-0812 北九州市小倉北区室町1-1-1 リバーウォーク北九州業務棟9F 093-591-3903
<b>大分FA支社</b> 870-0044 大分市舞鶴町1-4-35 大分三井ビルディング2F 097-537-7461
<b>アクサ コーポレート</b>
<b>首都圏法人営業部</b> 108-8020 港区白金1-17-3 NBFプラチナタワー 03-6737-6010
<b>首都圏法人営業部 金融法人グループ</b> 108-8020 港区白金1-17-3 NBFプラチナタワー 03-6737-6050
<b>首都圏法人第二営業部</b> 108-8020 港区白金1-17-3 NBFプラチナタワー 03-6737-7310
<b>首都圏法人第二営業部 神奈川オフィス</b> 231-0005 横浜市中区本町3-30-7 横浜平和ビル2F 045-201-2185
<b>ソリューションパートナー営業グループ</b> 108-8020 港区白金1-17-3 NBFプラチナタワー 03-6737-7590
<b>コーポレートサポートセンター</b> 108-8020 港区白金1-17-3 NBFプラチナタワー 03-6737-7830

<b>セールスサポートグループ</b> 108-8020 港区白金1-17-3 NBFプラチナタワー 03-6737-7230
<b>グループサポートセンター</b> 108-8020 港区白金1-17-3 NBFプラチナタワー 03-6737-7220
<b>プリンティンググループ</b> 108-8020 港区白金1-17-3 NBFプラチナタワー 03-6737-7230
<b>東京法人営業部</b> 108-8020 港区白金1-17-3 NBFプラチナタワー 03-6737-7440
<b>公法人部</b> 108-8020 港区白金1-17-3 NBFプラチナタワー 03-6737-7470
<b>公法人部 札幌オフィス</b> 060-0001 札幌市中央区北1条西4-2-12 北1条アネックスビル5F 011-231-8787
<b>公法人部 仙台オフィス</b> 980-0013 仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア8F 022-267-6133
<b>東海法人営業部</b> 460-0003 名古屋市中区錦1-11-11 名古屋インターシティ8F 052-232-3673
<b>関西法人営業部</b> 541-0041 大阪市中央区北浜3-7-12 京阪御堂筋ビル5F 06-6209-1966
<b>関西法人営業部 金沢オフィス</b> 920-0918 金沢市尾山町9-13 金沢商工会議所中小企業会館4F 076-221-7722
<b>九州法人営業部</b> 810-0001 福岡市中央区天神1-1-1 アクロス福岡12F 092-718-1354

アクサ エージェント
<b>エージェント東日本統括部</b> 103-0001 中央区日本橋小伝馬町14-7 アクサ小伝馬町ビル8F 03-6733-6009
<b>北海道エージェント営業部</b> 060-0001 札幌市中央区北1条西4-2-12 北一条アネックスビル5F 011-221-3051
<b>関信越エージェント営業部</b> 330-0802 さいたま市大宮区宮町1丁目114-1 ORE大宮ビル3F 048-640-6773
<b>首都圏第一エージェント営業部</b> 103-0001 中央区日本橋小伝馬町14-7 アクサ小伝馬町ビル8F 03-6733-6000
<b>首都圏第二エージェント営業部</b> 103-0001 中央区日本橋小伝馬町14-7 アクサ小伝馬町ビル8F 03-6733-6030
<b>エージェント東日本広域代理店営業部</b> 103-0001 中央区日本橋小伝馬町14-7 アクサ小伝馬町ビル8F 03-6733-6320
<b>AGサポートセンター</b> 108-8020 港区白金1-17-3 NBFプラチナタワー17F 03-6757-0580
<b>神静エージェント営業部</b> 231-0005 横浜市中区本町3-30-7 横浜平和ビル2F 045-225-5271
<b>エージェント西日本統括部</b> 541-0041 大阪市中央区北浜3-7-12 京阪御堂筋ビル5F 06-6209-2808
<b>中部エージェント営業部</b> 460-0003 名古屋市中区錦1-11-11 名古屋インターシティ8F 052-232-3671
<b>中部エージェント営業部 金沢サテライトオフィス</b> 920-0918 金沢市尾山町9-13 金沢商工会議所中小企業会館4F 076-221-3780
<b>関西エージェント営業部</b> 541-0041 大阪市中央区北浜3-7-12 京阪御堂筋ビル5F 06-6209-2811
<b>エージェント西日本広域代理店営業部</b> 541-0041 大阪市中央区北浜3-7-12 京阪御堂筋ビル5F 06-6209-2808
<b>中四国エージェント営業部(広島)</b> 730-0051 広島市中区大手町2-7-10 広島三井ビルディング4F 082-249-1781

<b>中四国エージェント営業部(岡山)</b> 700-0985 岡山市北区厚生町3-1-15 岡山商工会議所ビル7F 086-233-7361
<b>九州エージェント営業部</b> 810-0001 福岡市中央区天神1-1-1 アクロス福岡12F 092-718-1362
<b>九州エージェント営業部 熊本サテライトオフィス</b> 860-0022 熊本市中央区横紺屋町10 熊本商工会議所ビル4F 096-325-2860
<b>エージェント事務センター</b> 103-0001 中央区日本橋小伝馬町14-7 アクサ小伝馬町ビル8F 03-6733-6300
<b>エージェントビジネスセンター</b> 108-8020 港区白金1-17-3 NBFプラチナタワー17F 03-6737-6060

アクサ 金融法人 チャネル
<b>第一営業部</b> 163-0430 新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル30F 03-5909-1950
<b>第一営業部(札幌)</b> 060-0001 札幌市中央区北1条西2-2-1 北海道経済センタービル6F 011-221-5598
<b>第二営業部</b> 163-0430 新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル30F 03-5322-9231
<b>第三営業部</b> 163-0430 新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル30F 03-5909-1954
<b>第三営業部(名古屋)</b> 460-0003 名古屋市中区錦1-11-11 名古屋インターシティ8F 052-232-3450
<b>第四営業部(大阪)</b> 541-0041 大阪市中央区北浜3-7-12 京阪御堂筋ビル4F 06-4707-3858
<b>第四営業部(福岡)</b> 810-0001 福岡市中央区天神1-1-1 アクロス福岡12F 092-725-7784
<b>営業開発部</b> 108-8020 港区白金1-17-3 NBFプラチナタワー 03-6737-7189

# 開示基準項目索引

<b>I 保険会社の概況及び組織</b> .....	47
1 沿革.....	47
2 組織図.....	48~51
3 店舗網一覧.....	126~131
4 資本金の推移.....	52
5 株式の総数.....	52
6 株式の状況	
-1 発行済株式の種類等.....	52
-2 大株主.....	52
7 主要株主の状況.....	53
8 取締役・執行役・執行役員.....	53
9 会計参与の氏名又は名称.....	53
10 従業員の在籍・採用状況.....	53
11 平均給与（内勤社員）.....	53
12 平均給与（営業社員）.....	53
<b>II 保険会社の主要な業務の内容</b> .....	54
1 主要な業務の内容.....	54
2 経営方針.....	表紙裏面
<b>III 2011年度における事業の概況</b> .....	54
1 2011年度における事業の概況.....	14~19
2 契約者懇談会開催の概況.....	54
3 相談・苦情処理態勢、相談（照会、苦情）の件数及び 苦情からの改善事例.....	28~29
4 契約者に対する情報提供の実態.....	35
5 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法.....	35
6 営業社員・代理店教育・研修の概略.....	38~39
7 新規開発商品の状況.....	32~33
8 保険商品一覧.....	113~124
9 情報システムに関する状況.....	34
10 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況.....	43
<b>IV 直近5事業年度における主要な業務の 状況を示す指標</b> .....	55
<b>V 財産の状況</b> .....	56
1 貸借対照表.....	56
2 損益計算書.....	57
3 株主資本等変動計算書.....	58
4 キャッシュ・フロー計算書.....	59
5 債務者区分による債権の状況.....	70
（破産更生債権及びこれらに準ずる債権） （危険債権） （要管理債権） （正常債権）	
6 リスク管理債権の状況.....	70
（破綻先債権額） （延滞債権額） （3ヵ月以上延滞債権額） （貸付条件緩和債権額）	
7 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況.....	70
8 保険金等の支払能力の充実の状況 （ソルベンシー・マージン比率）.....	71
保険金等の支払能力の充実の状況 （旧基準によるソルベンシー・マージン比率）.....	72
9 有価証券等の時価情報（会社計）	
-1 有価証券の時価情報.....	73~75
-2 金銭の信託の時価情報.....	75
-3 デリバティブ取引の時価情報.....	76~78
10 経常利益等の明細（基礎利益）.....	79
11 監査.....	79
12 代表者による財務諸表の確認.....	79
<b>VI 業務の状況を示す指標等</b> .....	80
1 主要な業務の状況を示す指標等	
-1 決算業績の概況.....	14~19
-2 保有契約高及び新契約高.....	80
-3 年換算保険料.....	81
-4 保障機能別保有契約高.....	82
-5 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高.....	83
-6 異動状況の推移.....	83~85
-7 契約者配当の状況.....	85
2 保険契約に関する指標等	
-1 保有契約増加率.....	86
-2 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険）.....	86
-3 新契約率（対年度始）.....	86
-4 解約失効率（対年度始）.....	86
-5 個人保険新契約平均保険料（月払契約）.....	86
-6 死亡率（個人保険主契約）.....	86
-7 特約発生率（個人保険）.....	86
-8 事業費率（対収入保険料）.....	86
-9 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を 引き受けた主要な保険会社等の数.....	86
-10 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を 引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が 大きい上位5社に対する支払再保険料の割合.....	87
-11 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を 引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付 に基づく区分ごとの支払再保険料の割合.....	87
-12 未だ収受していない再保険金の額.....	87
-13 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、 発生保険金額の経過保険料に対する割合.....	87
3 経理に関する指標等	
-1 支払備金明細表.....	87
-2 責任準備金明細表.....	87

-3	責任準備金残高の内訳	87
-4	個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、 積立率、残高（契約年度別）	88
-5	特別勘定を設けた最低保証のある保険契約に係る 一般勘定における責任準備金、算出方法、計算の 基礎となる係数	88
-6	契約者配当準備金明細表	88
-7	引当金明細表	89
-8	特定海外債権引当勘定の状況	89
-9	資本金等明細表	89
-10	保険料明細表	89
-11	保険金明細表	90
-12	年金明細表	90
-13	給付金明細表	90
-14	解約返戻金明細表	90
-15	減価償却費明細表	90
-16	事業費明細表	91
-17	税金明細表	91
-18	リース取引	91
-19	借入金残存期間別残高	91
4	資産運用に関する指標等（一般勘定）	
-1	資産運用の概況	92～93
-2	運用利回り	93
-3	主要資産の平均残高	93
-4	資産運用収益明細表	94
-5	資産運用費用明細表	94
-6	利息及び配当金等収入明細表	94
-7	有価証券売却益明細表	94
-8	有価証券売却損明細表	94
-9	有価証券評価損明細表	94
-10	商品有価証券明細表	94
-11	商品有価証券売買高	94
-12	有価証券明細表	95
-13	有価証券残存期間別残高	95
-14	保有公社債の期末残高利回り	95
-15	業種別株式保有明細表	96
-16	貸付金明細表	96
-17	貸付金残存期間別残高	96
-18	国内企業向け貸付金企業規模別内訳	97
-19	貸付金業種別内訳	98
-20	貸付金使途別内訳	99
-21	貸付金地域別内訳	99
-22	貸付金担保別内訳	99
-23	有形固定資産明細表	99
-24	固定資産等処分益明細表	100
-25	固定資産等処分損明細表	100
-26	賃貸用不動産等減価償却費明細表	100
-27	海外投融資の状況	100～101
-28	海外投融資利回り	101
-29	公共関係投融資の概況（新規引受額、貸出額）	101
-30	各種ローン金利	101

-31	無形固定資産及びその他の資産明細表	101
5	有価証券等の時価情報（一般勘定）	
-1	有価証券の時価情報	102
-2	金銭の信託の時価情報	103
-3	デリバティブ取引の時価情報	103～104
	〈参考資料〉証券化商品等への投資及び サブプライム関連投資の状況	105～106

## VII 保険会社の運営

1	リスク管理の体制	22
2	法令遵守の体制	21
3	保険業法第二百二十一条第一項第一号の確認（第三分野保 険に係るものに限る）の合理性及び妥当性	107
4	指定生命保険業務紛争解決機関の商号又は名称	107
5	個人データ保護について	23～24
6	反社会的勢力との関係遮断のための基本方針	25

## VIII 特別勘定に関する指標等

1	特別勘定資産残高の状況	108
2	個人変額保険及び個人変額年金保険特別勘定資産の運用の経過	109
3	個人変額保険及び個人変額年金保険の状況	
-1	個人年金保険	110
-2	個人変額年金保険	111～112

## IX 信託業務に関する指標

## X 保険会社及びその子会社等の状況

# GRIガイドライン第3版内容索引

※「―」は記載なしを意味します。ただし本レポートが当グループの活動すべてを網羅するものではありません

項目	指標	記載ページ	備考
<b>1 戦略および分析</b>			
1.1	組織にとっての持続可能性の適合性と、その戦略に関する組織の最高意思決定者（CEO、会長またはそれに相当する上級幹部）の声明	4~7	
1.2	主要な影響、リスクおよび機会の説明	4~7, 22	

<b>2 組織のプロフィール</b>			
2.1	組織の名称	8, 125	
2.2	主要なブランド、製品および/またはサービス	32~33, 113~124	
2.3	主要部署、事業会社、子会社および共同事業などの組織の経営構造	2~3, 48~51	
2.4	組織の本社の所在地	125	
2.5	組織が事業展開している国の数および大規模な事業展開を行っている、あるいは報告書中に掲載されているサステナビリティの課題に特に関連のある国名	2~3	日本国内のみ
2.6	所有形態の性質および法的形式	125	
2.7	参入市場（地理的内訳、参入セクター、顧客/受益者の種類を含む）	2~3	
2.8	以下の項目を含む報告組織の規模 ●従業員数 ●純売上高（民間組織について）あるいは純収入（公的組織について） ●負債および株主資本に区分した総資本（民間組織について） ●提供する製品またはサービスの量	16、 53, 55~58、 113~124	
2.9	以下の項目を含む、規模、構造または所有形態に関して報告期間中に生じた大幅な変更 ●施設のオープン、閉鎖および拡張などを含む所在地または運営の変更 ●株主資本構造およびその資本形成における維持および変更業務（民間組織の場合）	52、 126~131	
2.10	報告期間中の受賞歴	該当なし	

<b>3 報告要素</b>			
<b>報告書のプロフィール</b>			
3.1	提供する情報の報告期間（会計年度/暦年など）	8	
3.2	前回の報告書発行日（該当する場合）	8	
3.3	報告サイクル（年次、半年ごとなど）	8	
3.4	報告書またはその内容に関する質問の窓口	表3	
<b>報告書のスコープおよびバウンダリー</b>			
3.5	以下を含め、報告書の内容を確定するためのプロセス ●重要性の判断 ●報告書内のおよびテーマの優先順位付け ●組織が報告書の利用を期待するステークホルダーの特定	8, 12	
3.6	報告書のバウンダリー（国、部署、子会社、リース施設、共同事業、サプライヤー（供給者）など）	2~3, 14~15	
3.7	報告書のスコープまたはバウンダリーに関する具体的な制限事項を明記する	8, 14~15	
3.8	共同事業、子会社、リース施設、アウトソーシングしている業務および時系列でのおよび/または報告組織間の比較可能性に大幅な影響を与える可能性があるその他の事業体に関する報告の理由	該当なし	
3.9	報告書内の指標およびその他の情報を編集するために適用された推計の基となる前提条件および技法を含む、データ測定技法および計算の基盤	―	
3.10	以前の報告書で掲載済みである情報を再度記載することの効果の説明、およびそのような再記述を行う理由（合併/買収、基本となる年/期間、事業の性質、測定方法の変更など）	該当なし	
3.11	報告書に適用されているスコープ、バウンダリーまたは測定方法における前回の報告期間からの大幅な変更	該当なし	
<b>GRI 内容索引</b>			
3.12	報告書内の標準開示の所在場所を示す表	134~137	
<b>保証</b>			
3.13	報告書の外部保証添付に関する方針および現在の実務慣行。サステナビリティ報告書に添付された保証報告書内に記載がない場合は、外部保証の範囲および基盤を説明する。また、報告組織と保証の提供者との関係を説明する	45	

<b>4 ガバナンス、コミットメントおよび参画</b>			
<b>ガバナンス</b>			
4.1	戦略の設定または全組織的監督など、特別な業務を担当する最高統治機関の下にある委員会を含む統治構造（ガバナンスの構造）	20	
4.2	最高統治機関の長が執行役員を兼ねているかどうかを示す（兼ねている場合は、組織の経営におけるその役割と、このような人事になっている理由も示す）	53	
4.3	単一の理事会構造を有する組織の場合は、最高統治機関における社外メンバーおよび/または非執行メンバーの人数を明記する	53	
4.4	株主および従業員が最高統治機関に対して提案または指示を提供するためのメカニズム	20, 36	
4.5	最高統治機関メンバー、上級管理職および執行役についての報酬（退任の取り決めを含む）と組織のパフォーマンス（社会的および環境的パフォーマンスを含む）との関係	20, 53	
4.6	最高統治機関が利害相反問題の回避を確保するために実施されているプロセス	20, 22	
4.7	経済的、環境的、社会的テーマに関する組織の戦略を導くための、最高統治機関のメンバーの適性および専門性を決定するためのプロセス	20	

項目	指標	記載ページ	備考
4.8	経済的、環境的、社会的パフォーマンス、さらにその実践状況に関して、組織内で開発したミッション（使命）およびバリュー（価値）についての声明、行動規範および原則	表2	
4.9	組織が経済的、環境的、社会的パフォーマンスを特定し、マネジメントしていることを最高統治機関が監督するためのプロセス。関連のあるリスクと機会および国際的に合意された基準、行動規範および原則への支持または遵守を含む	22	
4.10	最高統治機関のパフォーマンスを、特に経済的、環境的、社会的パフォーマンスという観点で評価するためのプロセス	20	
<b>外部のイニシアティブへのコミットメント</b>			
4.11	組織が予防的アプローチまたは原則に取り組んでいるかどうか、およびその方法はどのようなものかについての説明	21~25	
4.12	外部で開発された、経済的、環境的、社会的憲章、原則あるいは組織が同意または受諾するその他のイニシアティブ	該当なし	
4.13	組織が以下の項目に該当するような、（企業団体などの）団体および／または国内外の提言機関における会員資格 ●統治機関内に役職を持っている ●プロジェクトまたは委員会に参加している ●通常の会員資格の義務を越える実質的な資金提供を行っている ●会員資格を戦略的なものとして捉えている	43	社団法人 生命保険協会
<b>ステークホルダー参画</b>			
4.14	組織に参画したステークホルダー・グループのリスト	8	
4.15	参画してもらうステークホルダーの特定および選定の基準	8	
4.16	種類ごとのおよびステークホルダー・グループごとの参画の頻度など、ステークホルダー参画へのアプローチ	26	
4.17	その報告を通じた場合も含め、ステークホルダー参画を通じて浮かび上がった主要なテーマおよび懸案事項と、それらに対して組織がどのように対応したか	29	
<b>5 マネジメント・アプローチおよびパフォーマンス指標</b>			
<b>経済</b>			
<b>側面：経済的パフォーマンス</b>			
EC1	収入、事業コスト、従業員の給与、寄付およびその他のコミュニティへの投資、内部留保および資本提供者や政府に対する支払いなど、創出および分配した直接的な経済的価値	53、57	
EC2	気候変動による組織の活動に対する財務上の影響およびその他のリスクと機会	—	
EC3	確定給付型年金制度の組織負担の範囲	—	
EC4	政府から受けた相当の財務的支援	該当なし	
<b>側面：市場での存在感</b>			
EC5	主要事業拠点について、現地の最低賃金と比較した標準的新入社員賃金の比率の幅	—	
EC6	主要事業拠点での地元のサプライヤー（供給者）についての方針、業務慣行および支出の割合	—	
EC7	現地採用の手順、主要事業拠点で現地のコミュニティから上級管理職となった従業員の割合	—	
<b>側面：間接的な経済的影響</b>			
EC8	商業活動、現物支給、または無料奉仕を通じて、主に公共の利益のために提供されるインフラ投資およびサービスの展開図と影響	43	
EC9	影響の程度など、著しい間接的な経済的影響の把握と記述	—	
<b>環境</b>			
<b>側面：原材料</b>			
EN1	使用原材料の重量または量	42	
EN2	リサイクル由来の使用原材料の割合	—	
<b>側面：エネルギー</b>			
EN3	一次エネルギー源ごとの直接的エネルギー消費量	—	
EN4	一次エネルギー源ごとの間接的エネルギー消費量	42	
EN5	省エネルギーおよび効率改善によって節約されたエネルギー量	42	
EN6	エネルギー効率の高いあるいは再生可能エネルギーに基づく製品およびサービスを提供するための率先取り組み、およびこれらの率先取り組みの成果としてのエネルギー必要量の削減量	—	
EN7	間接的エネルギー消費量削減のための率先取り組みと達成された削減量	42	
<b>側面：水</b>			
EN8	水源からの総取水量	—	
EN9	取水によって著しい影響を受ける水源	—	
EN10	水のリサイクルおよび再利用量が総使用水量に占める割合	—	
<b>側面：生物多様性</b>			
EN11	保護地域内あるいはそれに隣接した場所および保護地域外で、生物多様性の価値が高い地域に所有、賃借、または管理している土地の所在地および面積	—	
EN12	保護地域および保護地域外で、生物多様性の価値が高い地域での生物多様性に対する活動、製品およびサービスの著しい影響の説明	—	
EN13	保護または復元されている生息地	—	
EN14	生物多様性への影響をマネジメントするための戦略、現在の措置および今後の計画	—	
EN15	事業によって影響を受ける地区内の生息地域に生息するIUCN（国際自然保護連合）のレッドリスト種（絶滅危惧種）および国の絶滅危惧種リストの数。絶滅危険性のレベルごとに分類する	—	

項目	指標	記載ページ	備考
<b>側面：排出物、廃水および廃棄物</b>			
EN16	重量で表記する直接および間接的な温室効果ガスの総排出量	—	
EN17	重量で表記するその他の関連する間接的な温室効果ガス排出量	—	
EN18	温室効果ガス排出量削減のための率先取り組みと達成された削減量	—	
EN19	重量で表記するオゾン層破壊物質の排出量	—	
EN20	種類別および重量で表記するNOx、SOxおよびその他の著しい影響を及ぼす排気物質	—	
EN21	水質および放出先ごとの総排水量	—	
EN22	種類および廃棄方法ごとの廃棄物の総重量	—	
EN23	著しい影響を及ぼす漏出の総件数および漏出量	—	
EN24	バーゼル条約付属文書I、II、IIIおよびVIIの下で有害とされる廃棄物の輸送、輸入、輸出、あるいは処理の重量、および国際輸送された廃棄物の割合	—	
EN25	報告組織の排水および流出液により著しい影響を受ける水界の場所、それに関連する生息地の規模、保護状況、および生物多様性の価値を特定する	—	
<b>側面：製品およびサービス</b>			
EN26	製品およびサービスの環境影響を緩和する率先取り組みと影響削減の程度	—	
EN27	カテゴリー別の再生利用される販売製品およびその梱包材の割合	—	
<b>側面：遵守</b>			
EN28	環境規制への違反に対する相当な罰金の金額および罰金以外の制裁措置の件数	—	
<b>側面：輸送</b>			
EN29	組織の業務に使用される製品、その他物品、原材料の輸送および従業員の移動からもたらされる著しい環境影響	42	
<b>側面：総合</b>			
EN30	種類別の環境保護目的の総支出および投資	—	
<b>労働慣行とディーセント・ワーク（公正な労働条件）</b>			
<b>側面：雇用</b>			
LA1	雇用の種類、雇用契約および地域別の総労働力	53	
LA2	従業員の総離職数および離職率の年齢、性別および地域による内訳	53	
LA3	主要な業務ごとの派遣社員またはアルバイト従業員には提供されないが、正社員には提供される福利	37	
<b>側面：労使関係</b>			
LA4	団体交渉協定の対象となる従業員の割合	—	
LA5	労働協約に定められているかどうかも含め、著しい業務変更に関する最低通知期間	—	
<b>側面：労働安全衛生</b>			
LA6	労働安全衛生プログラムについての監視および助言を行う、公式の労使合同安全衛生委員会の対象となる総従業員の割合	—	
LA7	地域別の、傷害、業務上疾病、損失日数、欠勤の割合および業務上の総死亡者数	—	
LA8	深刻な疾病に関して、労働者、その家族またはコミュニティのメンバーを支援するために設けられている、教育、研修、カウンセリング、予防および危機管理プログラム	—	
LA9	労働組合との正式合意に盛り込まれている安全衛生のテーマ	—	
<b>側面：研修および教育</b>			
LA10	従業員のカテゴリー別の、従業員あたりの年間平均研修時間	—	
LA11	従業員の継続的な雇用適性を支え、キャリアの終了計画を支援する技能管理および生涯学習のためのプログラム	—	
LA12	定期的にパフォーマンスおよびキャリア開発のレビューを受けている従業員の割合	—	
<b>側面：多様性と機会均等</b>			
LA13	性別、年齢、マイノリティーグループおよびその他の多様性の指標に従った、統治体（経営管理職）の構成およびカテゴリー別の従業員の内訳	—	
LA14	従業員のカテゴリー別の、基本給与の男女比	—	
<b>人権</b>			
<b>側面：投資および調達</b>			
HR1	人権条項を含む、あるいは人権についての適正審査を受けた重大な投資協定の割合とその総数	—	
HR2	人権に関する適正審査を受けた主なサプライヤー（供給者）および請負業者の割合と取られた措置	—	
HR3	研修を受けた従業員の割合を含め、業務に関連する人権的側面に関わる方針および手順に関する従業員研修の総時間	—	
<b>側面：無差別</b>			
HR4	差別事例の総件数と取られた措置	—	
<b>側面：結社の自由</b>			
HR5	結社の自由および団体交渉の権利行使が著しいリスクに曝されるかもしれないと判断された業務と、それらの権利を支援するための措置	—	
<b>側面：児童労働</b>			
HR6	児童労働の事例に関して著しいリスクがあると判断された業務と、児童労働の防止に貢献するための対策	—	
<b>側面：強制労働</b>			
HR7	強制労働の事例に関して著しいリスクがあると判断された業務と、強制労働の防止に貢献するための対策	—	



項目	指標	記載ページ	備考
<b>側面：保安慣行</b>			
HR8	業務に関連する人権の側面に関する組織の方針もしくは手順の研修を受けた保安要員の割合	—	
<b>側面：先住民の権利</b>			
HR9	先住民の権利に関係する違反事例の総件数と取られた措置	—	
<b>社会</b>			
<b>側面：コミュニティ</b>			
SO1	参入、事業運営および撤退を含む、コミュニティに対する事業の影響を評価し、管理するためのプログラムと実務慣行の性質、適用範囲および有効性	—	
<b>側面：不正行為</b>			
SO2	不正行為に関連するリスクの分析を行った事業単位の割合と総数	—	
SO3	組織の不正行為対策の方針および手順に関する研修を受けた従業員の割合	—	
SO4	不正行為事例に対応して取られた措置	—	
<b>側面：公共政策</b>			
SO5	公共政策の位置づけおよび公共政策立案への参加およびロビー活動	43	
SO6	政党、政治家および関連機関への国別の献金および現物での寄付の総額	—	
<b>側面：反競争的な行動</b>			
SO7	反競争的な行動、反トラストおよび独占的慣行に関する法的措置の事例の総件数とその結果	—	
<b>側面：遵守</b>			
SO8	法規制の違反に対する相当の罰金の金額および罰金以外の制裁措置の件数	—	
<b>製品責任</b>			
<b>側面：顧客の安全衛生</b>			
PR1	製品およびサービスの安全衛生の影響について、改善のために評価が行われているライフサイクルのステージ、ならびにそのような手順の対象となる主要な製品およびサービスのカテゴリーの割合	—	
PR2	製品およびサービスの安全衛生の影響に関する規制および自主規範に対する違反の件数を結果別に記載	—	
<b>側面：製品およびサービスのラベリング</b>			
PR3	各種手順により必要とされている製品およびサービス情報の種類と、このような情報要件の対象となる主要な製品およびサービスの割合	—	
PR4	製品およびサービスの情報、ならびにラベリングに関する規制および自主規範に対する違反の件数を結果別に記載	—	
PR5	顧客満足度を測る調査結果を含む、顧客満足に関する実務慣行	26, 27	
<b>側面：マーケティング・コミュニケーション</b>			
PR6	広告、宣伝および支援行為を含むマーケティング・コミュニケーションに関する法律、基準および自主規範の遵守のためのプログラム	—	
PR7	広告、宣伝および支援行為を含むマーケティング・コミュニケーションに関する規制および自主規範に対する違反の件数を結果別に記載	—	
<b>側面：顧客のプライバシー</b>			
PR8	顧客のプライバシー侵害および顧客データの紛失に関する正当な根拠のあるクレームの総件数	—	
<b>側面：遵守</b>			
PR9	製品およびサービスの提供、および使用に関する法規の違反に対する相当の罰金の金額	—	